

地域まちづくり手引書

“住みたい”“住み続けたい”『まち』をつくろう



5.計画・ルールをつくる

4.組織化する

2.仲間を集めて勉強する

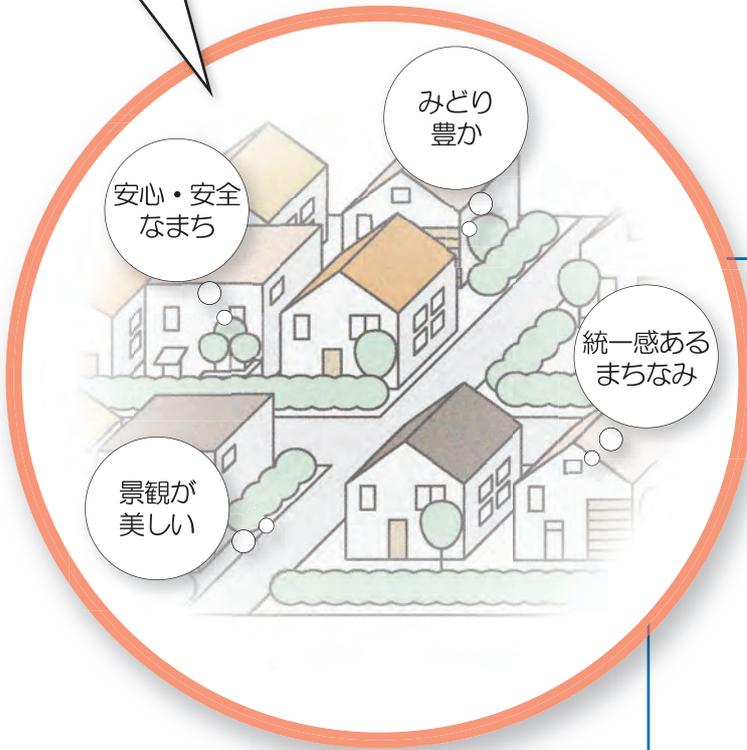
6.理想のまちを実現する

3.理想の将来像を語る

1.きっかけを見つける

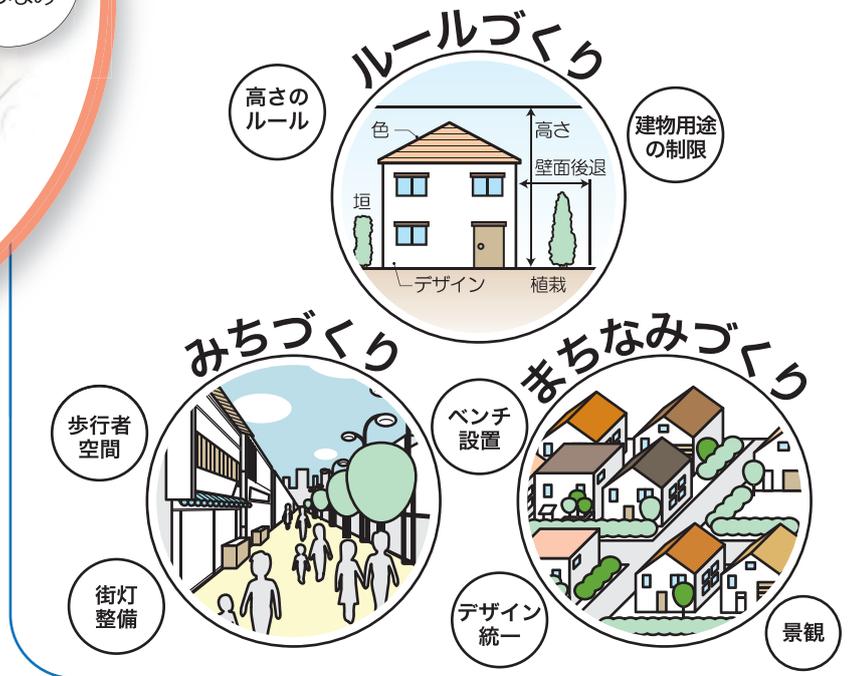
“住みたい”“住み続けたい”『まち』

こんなまちにしたいな…
まちがもっと良くなれないかな…

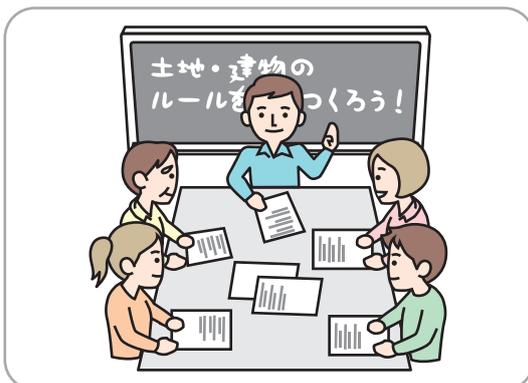


社会環境の変化とともに、ライ
しており、それに伴い、行政主
やニーズにあったまちづくりが
誰よりも地域をよく知るみなさ
解決や魅力づくりに向けた取組

あなたが行組みたい



まちづくりの



地域の仲間を集めて勉強しましょう

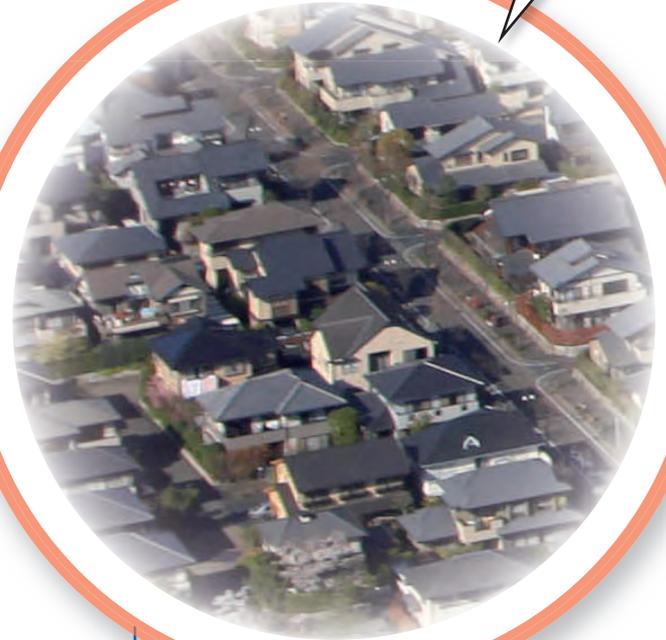


自分の‘まち’の魅力や課題を仲間と共有しましょう

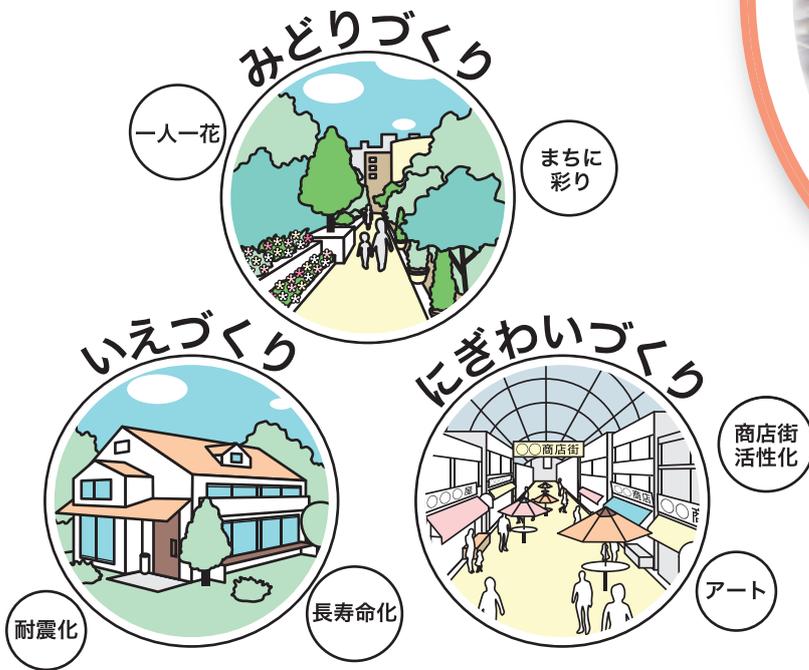
をつくるため、活動をはじめよう!!

フスタイルや価値観が多様化
導のまちづくりから地域特性
求められています。
んが主体になり、地域の課題
みをはじめてみませんか？

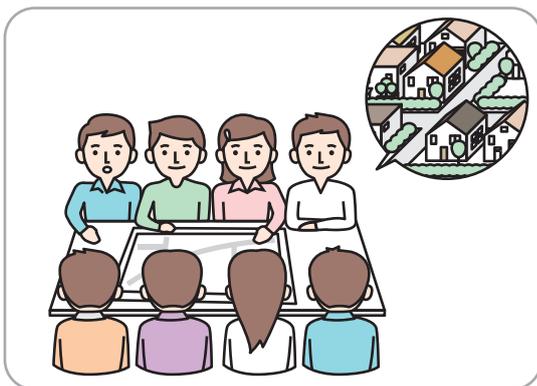
理想のまちの実現！



まちづくりは何ですか？



プロセス



どんな‘まち’にしたいか話し合しましょう



実現に向けて取り組みましょう

本書の使い方

まちづくりってどんなこと？
まちづくりの基本的な
内容を知りたい！



第1章
地域まちづくりの「**いろはを知る**」
をご覧ください。

まちづくりの基本的な内容と全体の流れをご紹介します。まちづくりに馴染みがない方や、興味はあるけれど良くわからないという方が「地域まちづくり」の全体像を理解するための情報を掲載しています。

まちづくりを進めたい！
まちづくりの関連制度や
まちづくりの方法を
詳しく知りたい！



第2章
地域まちづくりを「**詳しく学ぶ**」
をご覧ください。

まちづくりに関連する福岡市の支援制度、具体的にまちづくりを進める際に行うワークショップや各種手続きの方法等、これからまちづくりを進める方々の参考となる知識・情報を掲載しています。

目次

第1章 地域まちづくりの「いろはを知る」

	「地域まちづくり」って何？	P05
	地域まちづくりの流れを確認しましょう！	P07
	ステップ1. きっかけを見つけよう！	P09
	ステップ2. 仲間を集めて勉強しよう！	P10
	ステップ3. 理想の将来像を語ろう！	P11
	ステップ4. 組織化しよう！	P12
	ステップ5. 計画・ルールをつくろう！	P13
	ステップ6. 理想のまちの実現に向けて活動しよう！	P15

第2章 地域まちづくりを「詳しく学ぶ」

	「福岡市地域まちづくり推進要綱」の特徴	P17
	地域まちづくり計画の特徴を知ろう	P19
	地域まちづくり協議会の登録	P21
	地域まちづくり計画の登録	P23
	まちづくりワークショップを実施しよう	P25
	地域まちづくり計画の作り方	P27
	地域住民への意見の聴き方	P29
	地域まちづくり協議会の活動事例	P31
	地域まちづくりに関する Q & A	P33
	まちづくりで活用できる様々な制度を知ろう	P35
	参考：福岡市地域まちづくり推進要綱	P55
	参考：福岡市地域まちづくり推進要綱 取扱要領	P59
	参考：福岡市地域まちづくり支援制度要綱	P63
	参考：福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱	P66
	参考：各種様式	P69
	参考：地域まちづくり協議会 会則例	P78
	参考：出前講座のメニュー・まちづくりアドバイザー派遣制度	P79

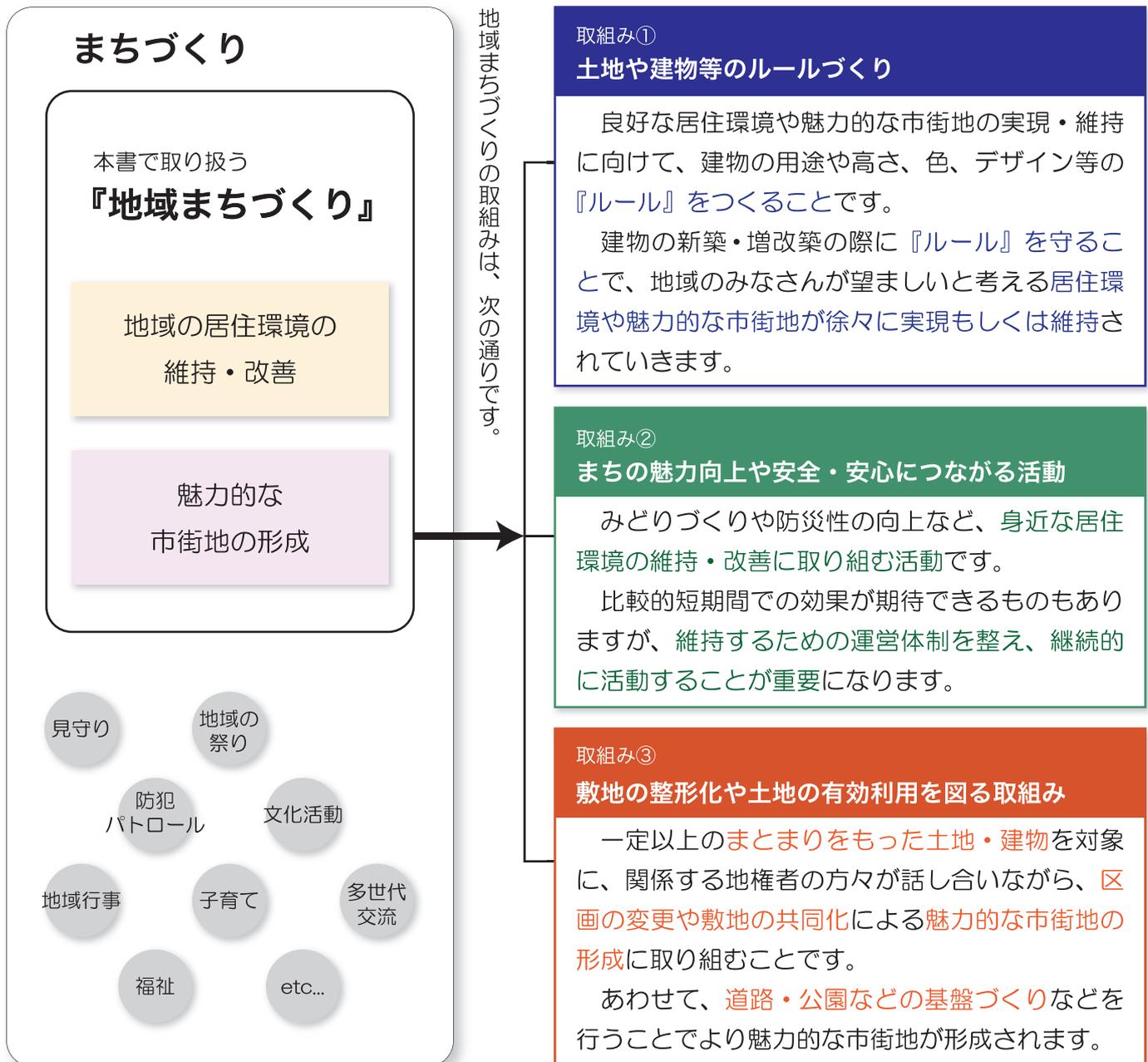
第1章

地域まちづくりの「いろはを知る」

『地域まちづくり』って何？

みなさんは、『まちづくり』という言葉聞いて、どんなことをイメージしますか？

『まちづくり』には、子育て支援や文化活動など地域の暮らしに関わる様々な活動も含まれますが、本書では、主に地域の居住環境の維持・改善や魅力的な市街地の形成に繋がる取組みを総称して『地域まちづくり』と位置付けます。



本書で取り扱う『地域まちづくり』

取組み① 土地や建物等のルールづくり



土地・建物等に関するルールづくり

例えば・・・

敷地面積の最低限度
建物の色やデザイン

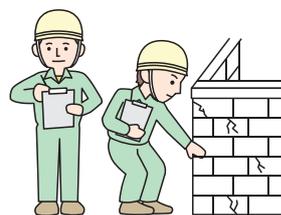
建築物の高さ
みどりの量や種類

など

取組み② まちの魅力向上や安全・安心につながる活動



花植え等の緑化活動



地域の防災性向上

例えば・・・

花植え等の緑化活動
地域の防災性向上

狭い道路の拡幅整備
空き店舗の有効活用

など

取組み③ 敷地の整形化や土地の有効利用を図る取組み



面的に区画を変更し、道路・公園等を整備

土地区画整理事業



小さな敷地が集まり共同化

再開発事業

地域の居住環境の維持・改善や魅力的な市街地の形成

地域まちづくりの流れを確認しましょう！

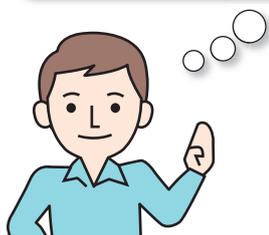
まちづくりの スタート！

理想のまちづくりは、地域での話し合い・計画づくり・活動の実施などいくつかのステップを経て、実現されます。福岡市の支援や制度を活用したまちづくりの流れをたどってみましょう！

ステップ① きっかけを 見つけよう！

日頃思っていることが発意に！

- まちの好きな場所を残したい
- 自分たちの手で魅力的なまちをつくりたい
- もっと活気あるまちにしたい



ステップ③ 理想の将来像を 語ろう！

勉強と話し合いを繰り返して
将来像や目標をイメージしよう

ステップ② 仲間を集めて 勉強しよう！

まちづくりの進め方やテーマを勉強！

- まずは有志で少しずつ仲間の輪を広げましょう。
- 地域にある団体や住民に声をかけ、仲間を集めましょう。

福岡市のサポート

出前講座の開催

- 福岡市の取組みやまちづくりに関する支援制度を福岡市職員が説明します。

福岡市のサポート

まちづくりアドバイザーの派遣

- 専門的知識を有するまちづくりアドバイザーを派遣します。

理想のまちの全体像を描いて
幅広くまちづくりを進めたい

目的や具体的に解決したいことが
はつきりした

福岡市では、要件を満たした地域まちづくりを行う組織に対して、組織づくりや計画・ルールづくり、その実現に向けた活動のサポートをしています。
 (「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づいた支援制度)

ステップ④ 組織化しよう！

地域まちづくり協議会を組織化，登録，公表！

- 目的** 取組み内容を具体化し、継続的にまちづくり活動に取り組むための体制づくり
- メリット**
 - ・「地域まちづくり協議会」が取り組む活動は、福岡市の支援を受けることができます。
 - ・登録された「地域まちづくり協議会」はその活動を福岡市のホームページで公表されアピールできます。
- 福岡市のサポート**
 - ・「**初動期**」の活動※ 助成 3年を限度・上限 20万円/年

※「初動期」の活動＝意識の醸成、学習、目的固めなど

ステップ⑤ 計画・ルールをつくらう！

地域まちづくり計画を策定，登録，公表！

- 目的** 地域独自の目標・方針、理想のまちづくりを実現する方法・手順・ルールをまとめ、実現に向けた活動を推進する
- メリット**
 - ・登録された「地域まちづくり計画」は福岡市のホームページ等に公表され、対外的にまちづくりの方向性をアピールできます。
- 福岡市のサポート**
 - ・「**計画策定期**」の活動※ 助成 3年を限度・上限 20万円/年 コンサルタントの派遣

※「計画策定期」の活動＝地域まちづくり計画の策定

※緑の枠内は「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づく

- 福岡市のサポート**
 - ・「**計画実現期**」の活動※ 助成 3年を限度・上限 50万円/年
- ※「地域まちづくり計画」の実現に向けて取り組む場合は活動費の助成が受けられます。

活用するまちづくり制度

【土地・建物関連】 ◎建築協定 ◎地区計画	【みどり関連】 ◎緑地協定 ◎緑の活動支援事業
【景観関連】 ◎景観協定	【商店街】 ◎商店街活性化のための事業
【安全・安心】 ◎防犯灯補助事業	【土地利用の見直し】 ◎土地区画整理事業

※上記制度は一例です。その他はP16を参照。

ステップ⑥ 理想のまちの 実現に向けて 活動しよう！

ステップ 1

きっかけを見つけよう！

あなたが住む地域について普段から気になっていることはありませんか？
以下の項目の中で共感できることをチェックしてみましょう。

■あなたのまちの「ココ、が気になる」「チェックリスト」

まちなみ

- 細かく区分された敷地に戸建住宅が建って窮屈なまちになってきた。
- 近所に高いマンションが増えてきたが、戸建住宅地としての環境を保ちたい。
- 広い跡地があるけれど、今後どのように使われるのか気になる。
- 古くからの風情あるまちなみを子どもの世代にも残したい。

活性化

- 商店街に営業していない店が増えた。なんだかさびしい。
- 地域の魅力を感じられる場所が少ない。
- 空き地や空き店舗がずっとそのままになっているので活用したい。

安全 安心

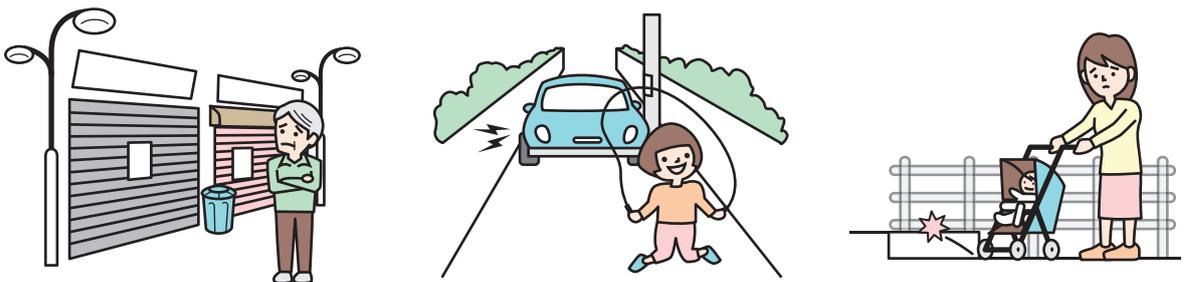
- 近所は家が密集して建っている。火災が起きたときが心配。
- 道路が狭くて車の離合がしにくい。
- 街灯が少なく夜道が暗いので、ちょっと怖い。
- お店の前に違法駐輪があふれて、歩きにくい。
- 出かけたときに、腰掛けてちょっと休めるスペースが欲しい。
- 歩道に段差があってベビーカーが押しにくい。
- 高齢期にも住みやすい住環境や施設が整備されないかな？

緑

- まちの緑が減っている。緑豊かなまちに住みたい！
- まちなかでは季節を感じにくい。花で彩られたまちにしたい。
- 花づくりや緑化活動に興味はあるが、何から始めたらいいかわからない。

交通環境

- 駅やバス停が遠い。たくさん歩くのが大変で、外出に不便。
- 車を手放したいが、公共交通が不便なので困っている。



あてはまる項目が多い人ほど、地域に関心が高いと言えます。

日頃気になっていることを解決するために「地域まちづくり」に取り組んでみませんか？

1
きっかけを
見つけよう！

2
仲間を集めて
勉強しよう！

3
理想の将来像を
語ろう！

4
組織化しよう！

5
計画・ルールを
つくろう！

6
理想のまちの実現に
向けて活動しよう！

ステップ2

仲間を集めて勉強しよう！

地域のことは、1人で考えるより、みんなで考えた方がたくさんの事に気が付きます。
友人や近所の人に声をかけ、同じ志をもった仲間の輪を広げることが、まちづくりの第一歩です。

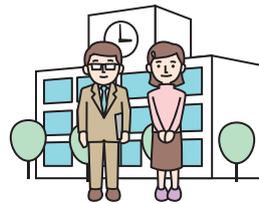
■こんな人・団体に声をかけてみましょう

自治協議会



地域を代表する団体であるため
まちづくりを地域に広げやすい団体です

学校・PTA



子どものいる同じ世代の方々が
たくさん集まる場所です

商店街・商工会



地域の活力を支える団体です

その他団体 (地域サークル活動・NPO等)



その他にも、あなたと同様の「まちづくりに
対する志」をもった人がいるかもしれません

『地域まちづくりに取り組みたいけど、何から始めたら良いのか分からない・・・。』
そんな時、福岡市では地域の方の「まちづくりに取り組みたい」という思いを実現するため、講座
などによる支援を行っています。

■まちづくりについて勉強しましょう

「出前講座」の開催

福岡市の職員が地域に伺い、福岡市の取組み
やまちづくりに関する支援制度などを説明
します。



「まちづくりアドバイザー派遣制度」による支援

まちづくり活動等に取り組むグループに専門
的な知識をもつまちづくりアドバイザーを派
遣します。



詳しく学ぶ 福岡市地域まちづくり
支援制度要綱 P63

福岡市の支援 まちづくりアドバイザー
派遣制度の内容 P80

福岡市の支援 出前講座の内容 P79

1

きっかけを
見つけよう！

2

仲間を集めて
勉強しよう！

3

理想の将来像を
語ろう！

4

組織化しよう！

5

計画・ルールを
つくろう！

6

理想のまちの実現に
向けて活動しよう！

ステップ3

理想の将来像を語ろう！

あなたの地域の気になるコトや将来像を共有するために、まち歩きやワークショップの開催、福岡市のまちづくりアドバイザー派遣の活用等により、話し合いを進めましょう。

■あなたの地域の『こんなまちにしたい』を見つける

まちを歩いて見つけよう！

まずは地域を歩きながら、現状を見てあなたのまちの魅力や課題を見つけてみましょう。



ワークショップで話し合おう！

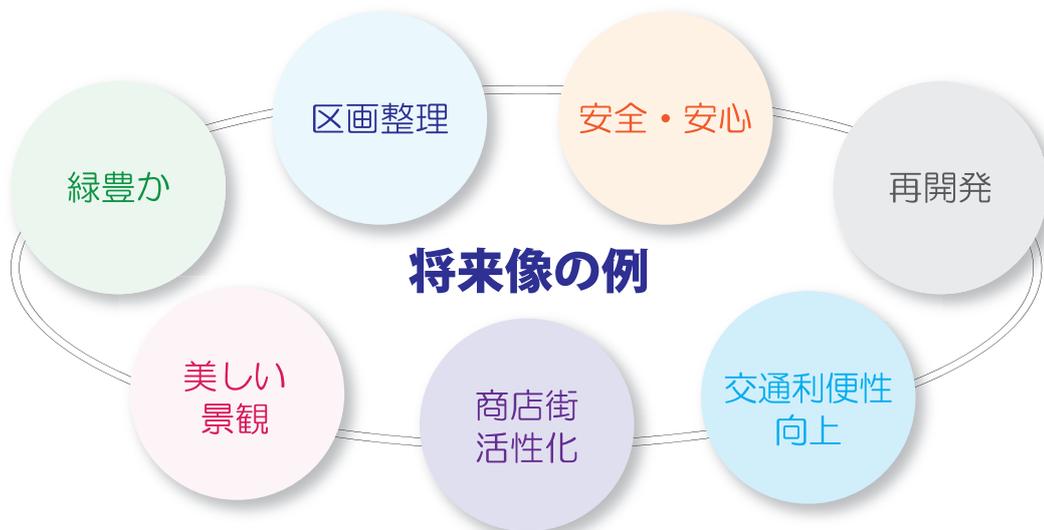
みんなで意見を出し合って、共通して思い描く将来像を語りましょう。



詳しく学ぶ まちづくりワークショップの方法

P25

みんなが考えた理想の将来像がまちづくり活動の目標になります



理想のまちの全体像を描いて
幅広くまちづくりを進めたい

ステップ4→5→6と進もう！

目的や具体的に解決したいことが
はっきりした

ステップ6 (P15) へ進もう！

1 きっかけを見つけてみよう！

2 仲間を集めて勉強しよう！

3 理想の将来像を語ろう！

4 組織化しよう！

5 計画・ルールを

6 理想のまちの実現に向けて活動しよう！

ステップ4

組織化しよう！

理想のまちの全体像を描き、幅広くまちづくりを進めるためには、地域に周知されたまちづくり組織が必要です。福岡市では「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づき、地域を代表してまちづくり活動を行う組織を「地域まちづくり協議会」として登録しており、その活動を支援しています。

■組織化して福岡市に登録するとこんな利点があります

地域の代表として周知 地域を代表してまちづくり活動を行う組織として、広く周知されます。福岡市ホームページでその活動をPRできます。	活動費の助成 地域で活動を進めるために必要な費用の一部に福岡市から助成を受けることができます。	専門家の派遣 福岡市からまちづくりの専門家が派遣されます。活動や計画づくりのお手伝いをします。
---	---	---



福岡市の支援 活動費助成（初動期・計画策定期・計画実現期）やコンサルタント派遣 P17

詳しく学ぶ 「福岡市地域まちづくり支援制度要綱」について P63

■「地域まちづくり協議会」として登録するには条件があります

メンバーは地域の方々 住民、土地や建物の所有者、その地域で営業している企業により、地域まちづくり協議会のメンバーを構成しましょう。	住民の意見を聴く 地域を代表する組織として地域住民などに周知し、意見を聴きましょう。
活動を周知する 活動成果を随時、地域住民に周知しましょう。	地域団体の理解を得る 自治協議会等の地域の主要団体に説明し、活動に賛同を得ましょう。

登録要件の詳細は、「福岡市地域まちづくり推進要綱」第5条（P55）で確認できます。登録期間は3年で、期間の延長が可能です。

詳しく学ぶ 地域まちづくり協議会を支援するための「福岡市地域まちづくり推進要綱」とは？ P17、P55

詳しく学ぶ 「地域まちづくり協議会の登録」について P21

1

きっかけを見つけてみよう！

2

仲間を集めて勉強しよう！

3

理想の将来像を語ろう！

4

組織化しよう！

5

計画・ルールをつくらよう！

6

理想のまちの実現に向けて活動しよう！

ステップ5

計画・ルールをつくらう！

次に、地域の居住環境の維持・改善や、良好な市街地形成に向けた計画づくりを行いましょう。計画づくりは、地域まちづくり協議会での活動を重ね、地域に周知しながら以下の手順を進めましょう。また、福岡市では、活動費の助成やコンサルタント派遣制度により地域の計画づくりを支援します。

福岡市の支援 活動費助成（計画策定期）やコンサルタント派遣 P17

詳しく学ぶ 「福岡市地域まちづくり支援制度要綱」について P63

1 まちづくりイメージの共有

まちづくりの将来像を実現するために、現状と課題を把握し、取り組むべき活動を共有しましょう。みんなで考えた将来像につながるように、具体的な方法について意見を出します。まち歩きやワークショップだけでなく、広く地域の意見を聴くためのアンケート調査も効果的です。



ワークショップ開催の様子 意見をまとめ、イメージの共有

詳しく学ぶ まちづくりワークショップの方法 P25 アンケート調査の方法 P30

2 地域まちづくり計画づくり

地域まちづくり計画には、以下の内容を記載します。

- ・現状と課題
- ・目標
- ・土地利用や建物に関する方針
- ・実現に要する期間
- ・役割分担（地域、行政、企業）等

また、これらに併せて、事業者との事前協議が必要な建築等行為に係るルールや協議対象行為を「特定まちづくりルール」として定めることもできます。

地域まちづくり計画の構成



詳しく学ぶ 地域まちづくり計画の特徴と内容

P19、P27

1 きっかけを見つけてよう！

2 仲間を集めて勉強しよう！

3 理想の将来像を語ろう！

4 組織化しよう！

5 計画・ルールをつくらう！

6 理想のまちの実現に向けて活動しよう！

3

地域みんなに意見を聴きましょう

地域まちづくり計画はみなさんがお住まいの地域の計画です。地域まちづくり協議会のメンバーだけでなく、広く地域の意見を聴くことが大切です。反対の意見にも真摯に向き合って対応しましょう。



詳しく学ぶ 地域住民への意見の聴き方

P29

4

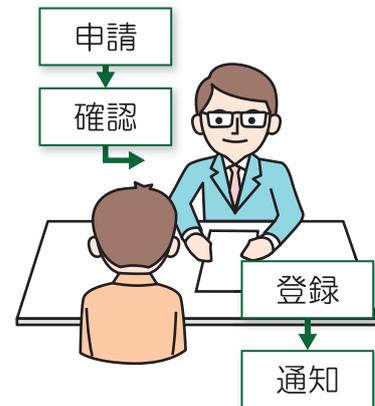
地域まちづくり計画を登録しましょう

地域まちづくり計画を福岡市に登録しましょう。

登録の前に…

住民・地域団体の意見を聴いていること
地域住民・自治協議会等の団体に周知し、意見を聴いていますか？

特定のものに利害を及ぼすことがないこと
誰かに利害が及ぶような計画になってませんか？



登録要件の詳細は、「福岡市地域まちづくり推進要綱」第6条(P56)で確認できます。

詳しく学ぶ 「地域まちづくり計画の登録」について

P23

5

地域まちづくり計画を周知しましょう

地域まちづくり計画が登録されたことを、地域みなさんに報告しましょう。周知ができれば、いよいよ計画の実現に向けた活動のスタートです。

Q & A 地域まちづくり計画を作るとどんなメリットがあるの？

①福岡市が取組みを支援

地域まちづくり計画の実現に向けた活動に対して助成を行います。

3年を限度
上限50万円/年

②福岡市のHPに公表

福岡市のホームページ等に公表されることで市民や事業者に対し、まちづくりの目標や方針等の意思表示ができます。

③事業者と事前協議※

地域まちづくり協議会は、建築等を行う事業者と、事前協議を行うことができます。ルールが守られているか、地域まちづくり協議会が事前にチェックできます。

※地域まちづくり計画で「特定まちづくりルール」を定めた場合にのみ、「特定まちづくりルール」の項目が事前協議の対象となります。

1

きっかけを
見つけよう！

2

仲間を集めて
勉強しよう！

3

理想の将来像を
語ろう！

4

組織化しよう！

5

計画・ルールを
つくりよう！

6

理想のまちの実現に
向けて活動しよう！

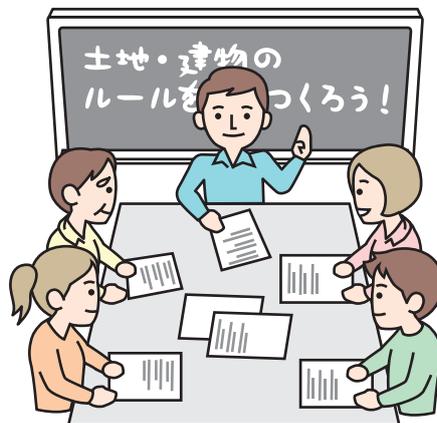
ステップ6

理想のまちの実現に向けて活動しよう！

さあ、できあがった計画やルールをもとに、活動を開始しましょう。

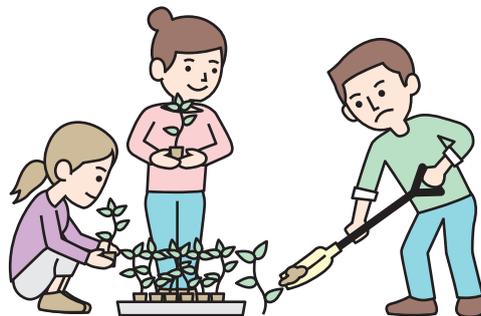
■話し合いを重ねながらまちづくりを進めましょう

計画やルールを周知し、守ってもらうように話し合いや、小さな改善を積み重ねることが大事です。
ルールや活動計画は必要に応じて見直ししながら、地域の状況の変化にも柔軟に対応しましょう。



■適切な役割分担のもと協力して取り組みましょう

目に見える成果の積み重ねが大事です。身近にある課題を一つずつ解決して成果を実感することが、活動の継続につながります。また、活動の際は地域住民・事業者・福岡市等の様々な主体が力を出し合いながら、適切な役割分担のもと協力して取り組みましょう。



■定期的に活動を周知しましょう

定期的に活動内容を地域に周知しましょう。興味を持っているけれど参加のきっかけがない人にも、あなたのちょっとした一言で、理想のまちづくりに向けた活動に協力してもらえるかもしれません。



1 きっかけを
見つけよう！

2 仲間を集めて
勉強しよう！

3 理想の将来像を
語ろう！

4 組織化しよう！

5 計画・ルールを
つくろう！

6 理想のまちの実現に
向けて活動しよう！

■様々な制度を活用しながらまちづくり活動に取り組みましょう

目的	活用できる主な制度
土地・建物などに関するまちづくりのルールをつくりたい	特定まちづくりルール P17 地区計画 P35 建築協定 P35
緑豊かなまちをつくりたい	緑地協定 P37 緑のコーディネーター制度 P37 緑の活動支援事業 P37 花・緑づくり活動支援制度(ボランティア花壇・パートナー花壇) P38 緑化助成事業 P38
景観に配慮したまちをつくりたい	都市景観形成地区 P39 景観協定 P39 景観づくり地域団体助成制度 P39
安全・安心なまちをつくりたい	私道整備助成制度 P41 狭あい道路拡幅事業 P41 新歩行空間整備事業 P41 ベンチプロジェクト P41 防犯灯補助事業 P42 街頭防犯カメラ設置補助事業 P42 ブロック塀等除却費補助事業 P42 木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業 P43 木造戸建住宅耐震建替費補助事業 P43 共同住宅耐震診断費補助事業 P43 共同住宅耐震改修工事費補助事業 P43
敷地の整形化や土地の有効利用を図りたい	市街地再開発事業 P44 優良建築物等整備事業 P44 3号線沿線共同化コンサルタント派遣 P44 土地区画整理事業 P45
生活交通の確保に取り組みたい	生活交通支援事業(不便地対策) P47
まちを活性化したい	商店街活性化のための事業 P48 Fukuoka Art Next P48
できたまちを維持・保全したい	公園愛護会制度 P49 福岡市路上違反広告物追放登録員制度 P49 福岡市放置自転車対策協力員制度 P49 町内会活動支援事業補助金 P50 共創による地域づくりアドバイザー派遣制度 P50 ふくおか共創パートナー企業 P50
公共空間の利活用	公開空地等の活用 P51 公園の活用 P54 道路の活用(ほこみち制度) P54

1

きっかけを見つけてよう！

2

仲間を集めて勉強しよう！

3

理想の将来像を語ろう！

4

組織化しよう！

5

計画・ルールをつくらよう！

6

理想のまちの実現に向けて活動してみよう！

第2章

地域まちづくりを「詳しく学ぶ」

「福岡市地域まちづくり推進要綱」の特徴

福岡市は、「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づき、地域が主体となったまちづくり活動を支援します。制度の特徴を理解して、あなたの地域のまちづくりに活用しましょう。

■「地域まちづくり協議会」を福岡市に登録することができます（登録期間3年、延長も可）

地域を代表するまちづくり組織として活動するための第一歩です。

地域を代表するまちづくり組織として、まちづくり活動に取り組むことができます。福岡市に登録する地域まちづくり協議会は様々なメリットを受けながらまちづくりに取り組むことができ、登録はそのための始めの一歩となります。福岡市に登録するには一定の要件を満たす必要がありますが、下記の支援を受けることができたり、福岡市のホームページで目的や活動範囲などが公表されます。

■様々なメリットがあります

メリット①活動費やコンサルタント派遣等の支援を受けることができます。

【活動費の助成】地域まちづくり協議会の活動の段階に応じて、福岡市が助成を行います。

	初動期	計画策定期	計画実現期
助成金額	上限 20 万円／年	上限 20 万円／年	上限 50 万円／年
助成期間	3 年を限度	3 年を限度	3 年を限度
助成内容	まちづくり意識の醸成や学習、目的固めに必要な経費	地域まちづくり計画の策定に必要な経費	地域まちづくり計画に基づいたまちづくり活動の必要経費

【コンサルタントの派遣】（計画策定期）

地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画を策定する場合に、技術的援助のため、福岡市が専門的知識を有するコンサルタントを派遣します。



メリット②「地域まちづくり計画」を登録することで地域住民や事業者に周知できます。

（登録期間3年、延長も可）

登録した地域の計画は、福岡市のホームページ等で公表されます。

計画が福岡市のホームページ等で広く周知されることにより、まちづくりの方針などが他の地域住民や事業者に対する意思表示となり、事業計画などへの配慮が期待されます。

メリット③「特定まちづくりルール」に基づき、事業者と事前協議ができます。

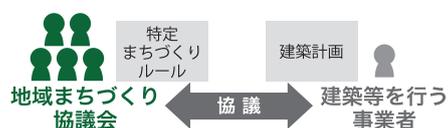
特定まちづくりルールとは

事業者との事前協議が必要な建築等行為に係るルールや協議対象行為を定めたものです。

特定まちづくりルールを定めると何ができるか

地域まちづくり協議会は建築等を行う事業者と、その行為を始める前に建築計画について協議することができます。ただし、速やかな協議・回答ができる体制を整えることが必要です。

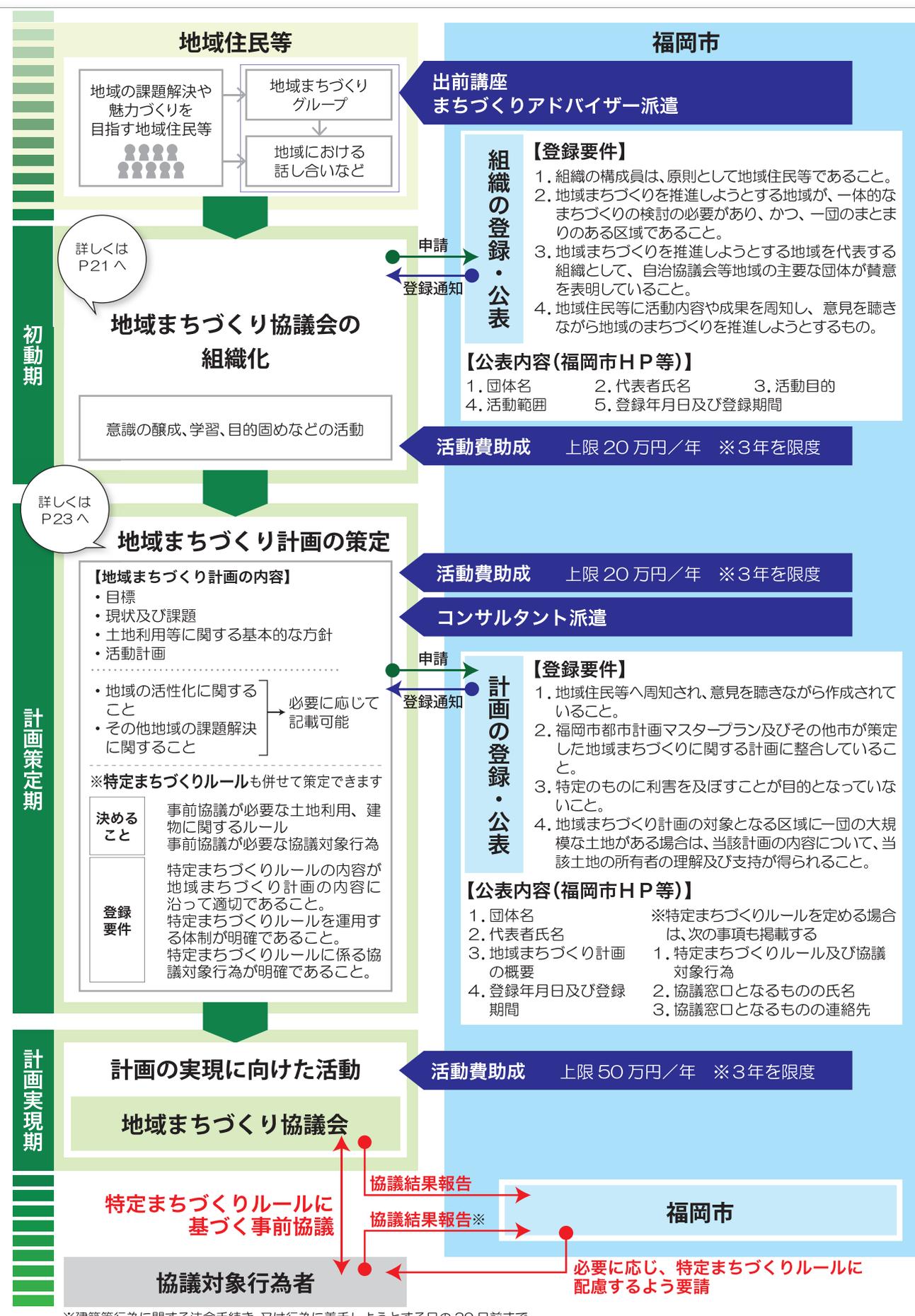
特定まちづくりルール	建築行為	協議対象行為
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----



推進要綱
第7条
(P56～)

「福岡市地域まちづくり推進要綱」を活用したまちづくりの流れ

それぞれの段階毎に、福岡市が専門家の派遣や活動費の助成を行います。

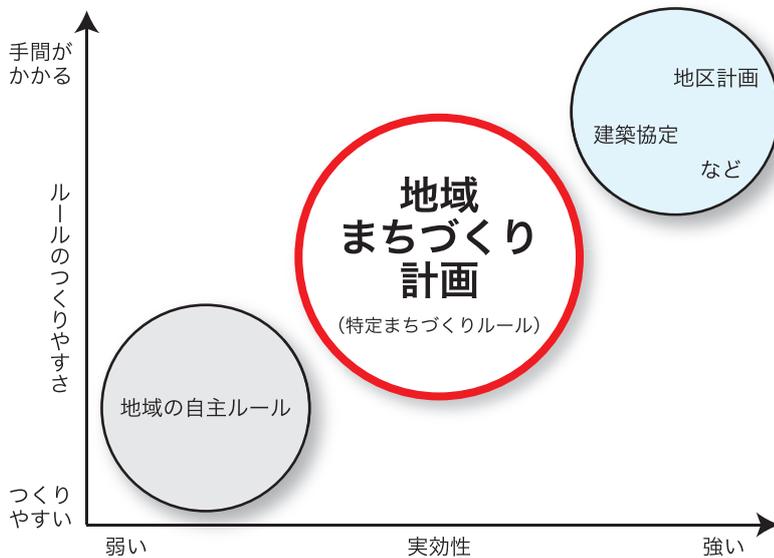


地域まちづくり計画の特徴を知ろう

「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づいたまちづくりでは、地域まちづくり計画を策定します。ここでは、地域まちづくり計画の特徴を理解しておきましょう。

■地域まちづくり計画の位置づけ

地域が主体的に策定する計画であり、建築協定や地区計画等の法に基づくまちづくりルールと地域の自主ルールの中間的な位置付けになると考えます。地区計画に比べて法的な実効性は低いものの、計画に定める項目の自由度が高く、より地域らしさを反映した計画にすることができます。また、**計画を広く周知することにより、まちづくり方針が市民や事業者に対する意思表示となり、事業計画などへの配慮が期待されます。**さらに実効性を高めたい場合は、建築協定や地区計画にステップアップしましょう。



【建築協定・地区計画など】

地区計画は、市が将来にわたって定めるルールであり、地区内で建築行為等を行う場合は、市が建築基準法と連動したチェックを行います。

建築協定は、土地の所有者（建物所有者等も含む）同士が、有効期間を設定して定めるルールであり、合意した土地で建築行為等を行う場合は、土地所有者等で作る運営委員会がチェックします。

■地域まちづくり計画はみなさんがつくる計画です

地域まちづくり計画は、地域が主体的に策定する計画であるため、自分たちで内容を決めることになります。アンケート調査やまち歩きワークショップ等で発見した、地域の良いところ、気になるところを整理して、**自分たちの地域に合った分かりやすい地域まちづくり計画やルールをつくりましょう。**

策定前に
チェックして
みましょう

- 地域らしさのある計画ですか？
- 地域のみなさんの意向が反映されていますか？
- 地域に住むみなさんが分かりやすい計画ですか？
- 地域住民が主体となって取り組む計画ですか？
- 地域住民や事業者・福岡市などの役割分担はできていますか？
- 短期・中期・長期の活動ロードマップがありますか？

Q 特定まちづくりルールと地区計画や建築協定との違いは何ですか？

・・・A(回答)はP33

Q 地域まちづくり協議会の同意がないと建築確認申請はできませんか？

・・・A(回答)はP34

■地域まちづくり計画とその他の制度を組み合わせると効果的です

地域まちづくり計画とその他の制度は、決めることができるルール自由度やルールに従わなかった場合の対応に違いがあります。地域まちづくり計画で取り決めたルールの実効性を高めるためには「地区計画」や「建築協定」等の制度との組み合わせが効果的です。

	地区計画	都市景観形成地区	建築協定	景観協定	緑地協定	地域まちづくり計画 (特定まちづくりルール)	
根拠法令	都市計画法 建築基準法	景観法	建築基準法	景観法	都市緑地法	福岡市地域まちづくり推進要綱	
策定・締結主体	福岡市	福岡市	土地所有者等	土地所有者等	土地所有者等	地域まちづくり協議会等	
運営主体	福岡市	福岡市	地域でつくる運営委員会	地域でつくる運営委員会	地域でつくる運営委員会	地域まちづくり協議会等	
効力の及ぶ範囲	地区全体	地区全体	合意した敷地	合意した敷地	合意した敷地	地区全体	
有効期間	なし	なし	原則10年	原則10年	原則10年	3年（更新可）	
まちづくりの ルールの種類	建物の用途	○	×	○	○	×	○
	敷地面積	○	○	○	○	×	○
	建ぺい率	○	×	○	○	×	○
	容積率	○	×	○	○	×	○
	建物の高さ	○	○	○	○	×	○
	壁面の後退距離	○	○	○	○	×	○
	形態・意匠	○	○	○	○	×	○
	出入口等	○	○	○	○	×	○
	工作物等	○	○	○	○	○	○
	みどり (垣・柵・緑化率等)	○	○	○	○	○	○
	道路・公園	○	×	×	×	×	○
	まちの活性化に関すること	×	×	×	×	×	○
	生活環境のルール	×	×	×	×	×	○
	屋外広告物	○	○	○	○	×	○
ルールに従わなかった場合の対応	・市長が勧告 ・建築確認事項の場合は建築不可	市長が勧告 又は命令	地域で要請・訴訟	地域で要請・訴訟	地域で要請・訴訟	福岡市の要請	

実効性を高める

それぞれの制度によって、まちづくりのルールで決めることができる内容に違いがあります。詳しくは「まちづくりで活用できる様々な制度を知ろう」（P35以降）をご覧ください。

※地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）は、地区計画や建築協定など、法で定められた規制を緩和することはできません。

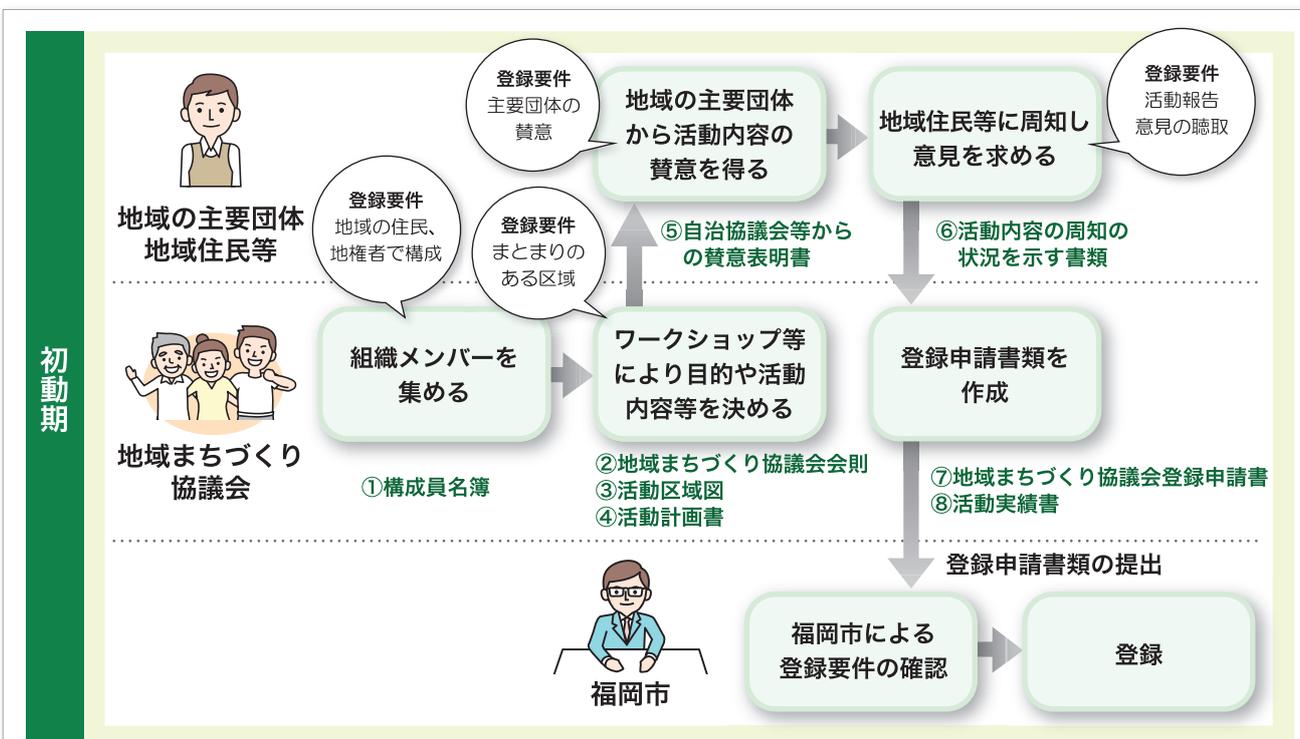
Q 特定まちづくりルールに従わない場合、事業者名や従わない理由を公表しますか？

・・・A(回答)はP34

地域まちづくり協議会の登録

「福岡市地域まちづくり推進要綱」に定められた制度を活用するためには、地域まちづくり協議会の登録が必要です。下記では登録の流れと必要書類について紹介します。

■地域まちづくり協議会 登録までの流れ



流れに沿って取り組むことで、それぞれの枠の下の書類が作成できます。書類をそろえて福岡市に提出しましょう。また、登録期間は3年間で、延長も可能です。

■地域まちづくり協議会を福岡市に登録するために必要な書類

※各種申請書類の様式はP69以降を参照

①構成員名簿

構成員は地域住民等が原則です。

- ・氏名および役職
- ・構成員の属性 (以下に分類)
 - 1) 対象地区内に住所がある人
 - 2) 対象地区内で事業活動を行っている人
 - 3) 対象地区内に土地や建物を所有する人

②地域まちづくり協議会 会則

地域まちづくり協議会を運営する際に必要な事項を決め、会則としてまとめましょう。主に以下のような内容が必要です。

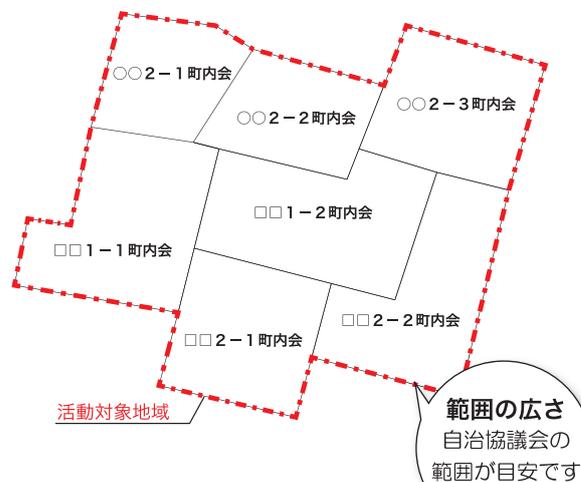
【主な内容】

- ・目的
- ・活動の範囲
- ・活動の内容
- ・役員や会議に関する規定
- など

※会則例をP78に掲載しています。

③活動区域図

地域まちづくり協議会がまちづくり活動に取り組む地域の範囲を地図上に明示しましょう。



④活動計画書

【地域まちづくり計画策定に向けた年度別スケジュール】

地域まちづくり協議会が目的を達成するためにどのようなことに取り組むか、年度別に大まかな方針をまとめましょう。

【今年度の活動スケジュール】

年度別のスケジュールのうち、今年度のスケジュールについては具体的に計画をたてましょう。地域まちづくり協議会による会合の開催や地域住民等を含めたまち歩きやワークショップの開催回数を考えてみましょう。

活動計画書			
年度別スケジュール			
1年目	2年目	3年目	
地域の意見交換 ワークショップ	計画素案づくり	計画最終案の 意見聴取 計画策定	
今年度のスケジュール			
4月	7月	10月	1月
地域まちづくり協議会の会議（隔月1回） 住民まち歩き（〇月中旬） ワークショップ（〇月中旬）			

概ね3年間の
活動方針を
たてましょう！

⑤自治協議会等からの賛意表明書

自治協議会や活動目的に関係する主要な団体から賛意を表明してもらいましょう。

主要な団体
自治協議会、
PTA、商工会、
婦人会 など

⑥活動内容の周知の状況を示す書類

登録申請の事前に、地域住民などに周知し意見を聴きましょう。

地域まちづくり組織登録に向けたお知らせ

これまで〇〇地区でまちづくりに取り組むため、「〇〇地区地域まちづくり協議会」の立ち上げ準備を進めてきました。この度、福岡市に組織の登録申請を行うこととしましたので、お知らせします。共にまちづくり活動に取り組む興味がある方はぜひご連絡ください。

活動内容

活動メンバー

対象地区

問合せ先 〇〇区〇〇1-1-1 福岡太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇
ご意見のある方は裏面の自由記述欄をお願いします。

⑦地域まちづくり協議会登録申請書

「福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領」に定められた様式による登録申請書です。申請書には、地域まちづくり協議会の「所在地」、「目的」、「活動対象地域」を記載します。

⑧活動実績書

地域まちづくり協議会を組織するために実施してきた活動や成果をまとめましょう。

例えば
こんな内容を
まとめよう

活動実績書	
組織の設立経緯	例) もっと安全・安心で、魅力あるまちにするため、土地・建物の共通のルールを決めて、みんなが住み続けたいと思えるまちをつくりたい。
これまでの活動経緯	例) 〇月に地元有志によるまち歩きと、将来像を語るワークショップを実施した。地域の声掛けにより、まちづくりに取り組むメンバーを拡大してきた。
活動による成果	例) みんなで将来像を議論することで、まちづくりに取り組む土台ができあがった。また、まちづくりで目指すべき将来像が共有できた。
関係団体との調整等の状況	例) 自治協議会の会合で、地域まちづくり協議会の設立とまちづくり活動の方針について了承を得た。その後、広報チラシを各家庭に配布し、今後の活動について報告した。

Q なぜ構成員を地域住民等に限定しているのですか？

・・・A(回答)はP33

Q 他の地域まちづくり協議会の活動区域と重複することができますか？

・・・A(回答)はP33

Q なぜ、自治協議会の賛意が必要なのですか？

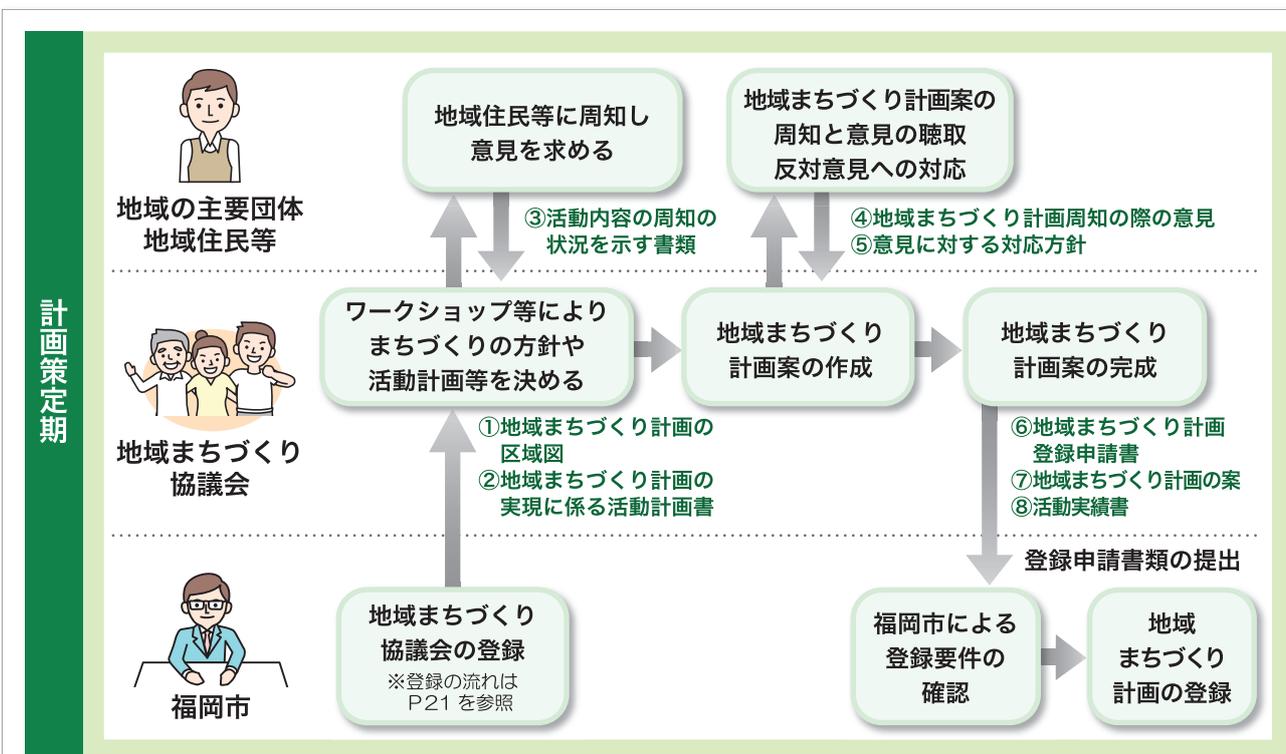
・・・A(回答)はP33

地域まちづくり計画の登録

地域まちづくり計画が完成したら、必要な書類を揃えて福岡市に登録します。

下記では登録の流れと必要書類について紹介します。

■地域まちづくり計画 登録までの流れ



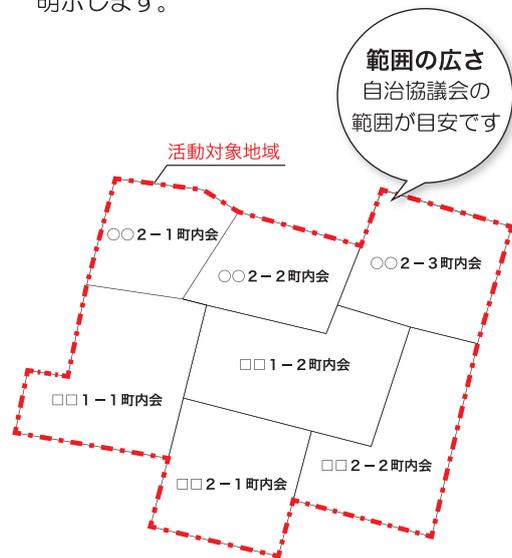
地域まちづくり計画を策定するまでの各段階で、地域の方々十分に考えてもらい意見を聴くことが必要です。そのため、計画の登録までの流れに要する標準的な期間は、2～3年程度かかると考えられます。

■地域まちづくり計画を福岡市に登録するために必要な書類

※各種申請書類の様式はP69以降を参照

①地域まちづくり計画の区域図

計画が対象とする地域の範囲を地図上に明示します。



②地域まちづくり計画の実現に係る活動計画書

【まちづくりルール運営計画】

ルールを地域全体で守ることができるよう、周知・啓発する計画をたてましょう。特に、特定まちづくりルールを作成する場合は、事業者からの事前協議に対し速やかに回答を出せる運営体制をまとめる必要があります。

【まちづくり活動の実施計画】

まちづくり活動実現のため実施計画をつくりましょう。特に、特定まちづくりルールを定める場合は、運営体制を明確化しましょう。

活動計画書

ルールの運営計画

- ・周知の方法
- ・啓発の方法
- ・特定まちづくりルールに関する協議体制
- 等

まちづくり活動の実施計画

【特定まちづくりルールの運用】

- ・事業者からの事前協議の問合せ窓口を協議会副会長が対応
- ・〇日以内に協議会役員が集まり建築計画を確認
- ・〇日以内に事業者へ回答し、福岡市に報告する

③活動内容の周知の状況を示す書類

登録申請の事前に、地域住民などに周知し意見を聴きましょう。

地域まちづくり計画登録に向けたお知らせ

これまで〇〇地区まちづくりの推進を図るため、「〇〇地区地域まちづくり計画」の策定に向け意見交換を進めてきました。この度、福岡市に計画の登録申請を行うこととしましたので、お知らせします。より良い計画とするため、たくさんのご意見をお聞かせ下さい。

地域まちづくり計画の内容

対象地区

活動計画など

問合せ先 〇〇R〇〇1-1-1 福岡太郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇
ご意見のある方は裏面の自由記述欄をお願いします。

④地域まちづくり計画周知の際の意見

地域まちづくり計画の案に対する意見聴取を実施した際の主な意見をまとめましょう。賛成意見、反対意見の両方を客観的に整理しましょう。

⑤意見に対する対応方針

反対意見等に対する対応方針を整理しましょう。特定のものが明らかに不利益を被ることや、合理的な反対理由がある場合は、地域まちづくり計画の内容や対象地域の見直しを行うなど、対応方針をまとめましょう。

意見に対する対応方針

意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の統一感を出すために、建物のルールを強化してほしい ・快適な生活ができるように、マナーアップに関することも決めてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物のルールとして〇〇を追加 ・その他〇〇のルールを追加 ・生活環境のルールも取り入れ、マナーの周知に力を入れる

⑦地域まちづくり計画の案

作成した地域まちづくり計画を提出します。



⑥地域まちづくり計画登録申請書

「福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領」に定められた様式による登録申請書です。申請書には、地域まちづくり計画の「名称」、「策定目的」、「対象地域」を記載します。

⑧活動実績書

地域まちづくり計画策定に向けて行ってきた活動を活動実績書としてまとめます。

活動実績書

地域まちづくり計画の策定経緯	例) 〇月に地元有志によるまち歩きと、将来像を語るワークショップを実施した。自由な建築行為によって地域の街並みが不均一になってしまったことから、土地・建物のルールに重点をおいた地域まちづくり計画の策定を検討した。
これまでの活動経緯	例) 〇月に地元有志によるまち歩きと、将来像を語るワークショップを実施。 〇月にまちづくり通信の配布による意見募集を実施。 〇月に地域まちづくり計画案に対する意見交換を公民館で実施し、素案がまとまる。
活動による成果	例) 多くの地域住民の参加を呼び掛けながら、複数回のワークショップを重ねて開催することで、地域の意見を広く反映した地域まちづくり計画案を作成できた。
関係団体との調整等の状況	例) 自治会の会合で、地域まちづくり計画の素案について了承を得た。その後、広報チラシを各家庭に配布し、地域まちづくり計画の素案に関する報告と意見募集を実施した。

例えば
こんな内容を
まとめよう

まちづくりワークショップを実施しよう

地域まちづくり協議会を組織化したら、いよいよまちづくりのスタートです。

ここでは、まちづくりのイメージを共有するための「まちづくりワークショップ」の実施例を紹介します。

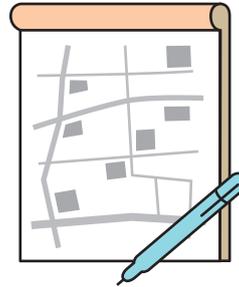
■開催イメージ①「現状と課題の把握」

※必要に応じてワークショップの回数を重ねます

①地域を歩き良い所や気になる所を見つけよう！



メモをとりながらまちを歩きましょう！



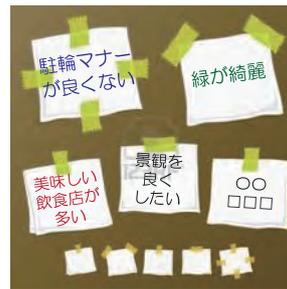
ここがまちの自慢！
ここの風景を残したい！
この道路は老朽化して
危ない！
etc...

画板と地図を片手に、みんなでまちを歩きましょう。歩きながら気が付いたところは、どんどん地図に書き込みましょう。

②みんなで意見交換しよう！



地図を囲んで、各自が意見を書き込みます。



まち歩きで
みんなが気が付いた
ことをチェック！
たくさんある意見
はなんでしょ？

まち歩きでメモした内容を付箋に書いて、貼り付けながら発表しましょう。たくさんある意見はみんなが共通して考えていることです。

③みんなの考えをまとめよう！



意見をまとめたら発表しましょう！

まちづくりの初期段階では「まちの現状と課題」を把握することが重要です。

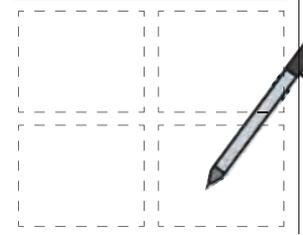
みんなで出した意見は地図の中にまとめ、地域の魅力や課題として記録しましょう。ワークショップの最後には、まとめた意見を発表し、地域のみなさんの考えを共有しましょう。

ここでまとめた
内容が、次の「将来像の検討」に活
かされます。

■開催イメージ②「将来像の検討」

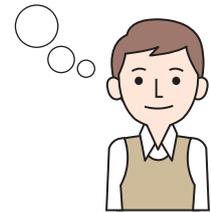
※必要に応じてワークショップの回数を重ねます

①理想の将来像をイメージしましょう！

『だったらいいな』 10年後の□□町は○○なまち！	将来像の キーワード
	

どんなまちに
なって欲しいか
書いてみましょう！

- ・緑が多く四季を感じるまちが良い！
- ・安全・安心で暮らしやすいまちが良い！
- ・地域外から人が集まる活気のあるまち！
- ・子どもからお年寄りまですみやすいまち！



「現状と課題の把握」でまとめた内容を踏まえながら、理想の将来像をイメージしましょう。考えた将来像はみんなで発表し、共通してイメージした将来像を見つけましょう。

②理想の将来像を実現するための方法を考えよう！

将来像を実現するため、どんなことに取り組んだらよいか、意見を出し合ひましょう。

将来像

周辺と調和
する美しい
まちなみ

実現方法のイメージ

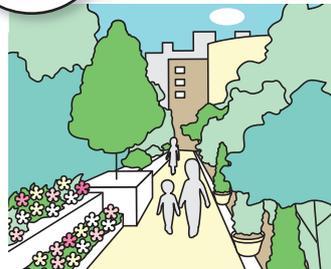


土地・建物の共通のルールを
決めて、みんなで守る！

将来像

緑が
多いまち

実現方法のイメージ



緑化に関するルールを作る！
地域の緑を維持・管理する！

将来像の
実現の
ため...

実現方法のイメージ



地域でまとまって提案する！
地域の団体が交流する！

■その後のまちづくりを進めるために必要なこと

①将来像を実現するために地域で取り組む活動を具体化しよう

将来像を実現するための方法を具体的に考えましょう。ぼんやりとした取組みを具体的な行動に移すことができるよう、「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何に対して」、「どうするのか」を話し合ひましょう。

②将来像を実現するため必要なルールを考えてみよう

土地・建物、街の景観や緑化等に関するルールを決めることが効果的なこともあります。あなたのまちに適したルールを考えましょう。



【地域まちづくり計画の登録要件】

1. 地域住民等へ周知され、意見を聴きながら作成されていること。
2. 福岡市都市計画マスタープラン及びその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していること。
3. 特定のものに利害を及ぼすことが目的となっていないこと。
4. 地域まちづくり計画の対象とする区域に一団の大規模な土地がある場合は、当該計画の内容について、当該土地の所有者の理解及び支持が得られること。

【特定まちづくりルール】

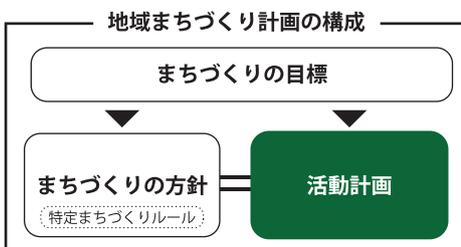
事業者との事前協議が必要な建築等行為に係るルールや協議対象行為を「特定まちづくりルール」として定めることができます。

【決めること】

1. 事前協議が必要な土地利用、建物に関するルール
2. 事前協議が必要な協議対象行為

【登録要件】

1. 特定まちづくりルールの内容が地域まちづくり計画の内容に沿って適切であること。
2. 特定まちづくりルールを運用する体制が明確であること。
3. 特定まちづくりルールに係る協議対象行為が明確であること。



③まちづくりの方針（特定まちづくりルール）

■土地利用や建築物等の整備の方針をつくりましょう

目標とする居住環境等を実現するために必要な、土地・建物に関するルールを定めましょう。地域住民等が新築や増改築する場合にこれらのルールが適用され、徐々に地域の居住環境等が変化していきます。例えば、次のようなルールの作り方が考えられます。

まちづくりの方針やルールの例

【方針】・周辺環境に調和した建物用途の地域をつくる。

【ルール】・指定した区域内において建築可能な用途は住宅のみとする。
・風営法〇条〇項に該当する建築物は建築することができない。
※特定の用途の建築を制限することができます。

【方針】・宅地内を積極的に緑化し、緑豊かなまちなみをつくる。

【ルール】・緑化率を〇%以上確保すること。
・道路と隣接した場所に△△を植樹すること。
※宅地に設ける緑の量や緑化する場所、樹種についてもルールを決めることができます。

【方針】・周辺環境になじんだ色彩の建物で統一されたまちなみをつくる。

【ルール】・建物の外壁は、彩度を抑えた落ち着いた色彩とする。
※カラーチャートを用いて、あらかじめ使用可能な色彩の範囲を定めることもできます。

※上記およびその他のルールはまちづくりの進捗具合や活用する制度によって設定できないものもあります。また、制度により実効性や制限の範囲等が異なります。

特定まちづくりルールの例

【協議対象行為】・敷地面積〇㎡以上の新築、増改築を行うもの

【協議が必要なルール】・建物の高さ □階建て、△メートルまでとする。
・建ぺい率 □□%とする。
・緑化率 △△%を確保すること。 など

※事業者との協議の窓口となるものの氏名、連絡先を記入します。

④まちづくりの活動計画

■まちづくり計画の実現に向けた活動の計画をたてましょう

地域のみなさんが主体となって取り組む活動の計画をたてましょう。福岡市の支援制度を活用しながら、地域全体で協力して取り組みましょう。

活動計画の例

「特定まちづくりルール」の運用による建築計画のチェック
土地・建物のルールを地区計画、建築協定へステップアップするための活動
「緑の活動支援事業」を活用した公園の花壇で、四季折々の花植活動
空き住宅や商店街の空き店舗を活用した、憩いの場づくり
安全な道づくりのため、歩道のバリアフリー化を福岡市に提案

Q 道路などの公共施設に関することも記載可能ですか？

・・・A(回答)はP33

Q 「特定のものに利害を及ぼさない」、「大規模な土地」とはどのようなことですか？

・・・A(回答)はP34

地域住民への意見の聴き方

地域全体の目標である「地域まちづくり計画」は、関係するみなさんの理解が必要です。ここでは、地域のみなさんに周知する方法や意見を求める方法を紹介します。

■地域のみなさんに周知し、意見を求めましょう

〇〇地区まちづくり通信



〇〇に関するアンケート



計画素案



①意見の求め方

(1) 地域まちづくり計画の内容を考えると、(2) 地域まちづくり計画策定の中間時点で意見をもらうとき、(3) 地域まちづくり計画の最終案を確認してもらうとき等、地域まちづくり計画を作成する各段階で、地域住民が自由に意見を言える場を設けることが大切です。定期的に活動や計画づくりなどの進捗状況を報告したり、ワークショップやアンケートを実施するなど、意見を聴くことができる体制を整えましょう。

■まちづくり通信をつくって定期的に活動を報告しましょう。

まちづくり通信を回覧または配布することで、地域のみなさんに活動を伝えることができます。その他、地域の掲示板やホームページなど、地域のみなさんの目に触れる場所でまちづくり活動に関する情報を発信しましょう。また、問合せ先も併記して、いつでも意見を聴けるようにしましょう。

■ワークショップ等を開催し、直接話し合しましょう。

直接顔を合わせ、コミュニケーションを取りながら話し合いを進める方法は、お互いの意見を知る上で、有効な方法です。

■アンケートを配布しましょう。

ワークショップに参加できない方々にも平等に意見を聴くことができる方法です。地域に住む多くの方々の意見を反映させるために役立ちます。

アンケートの実施手順は次ページを参照

②計画素案に意見をもらう

■地域まちづくり計画の素案をお知らせしましょう。

地域まちづくり計画の素案ができたら、地域の方々にお知らせしましょう。このお知らせには「意見欄」を付けて、素案に対する意見を聴きましょう。1次素案、最終案など、計画づくりのいくつかの段階で意見をもらうことが望めます。

■最終素案への意見に対応しましょう。

意見が出た場合は、その内容を十分に聴き、話し合いを重ねましょう。意見に応じた新たな計画素案を作成した場合は、再び最終素案としてお知らせし、意見を聴きましょう。

■ アンケートで地域の意見を聴きましょう

① アンケートで尋ねる項目を考えよう

〇〇地区の居住環境に関するアンケート

あなたのご意見にあてはまる番号に〇をつけてください。

1. 本地区の居住環境の維持や保全に関心がありますか？

- ①強い関心を持っており、できることを手伝いたい
- ②関心を持っている
- ③あまり関心はない
- ④どちらとも言えない

まちづくりの
参加意向に
関する設問

2. あなたのまちの魅力的な場所などは何ですか？

- ①〇〇公園を中心とした緑豊かな住環境
- ②都心に近くて便利
- ③駅前の商店街に賑わいがある
- ④街路の花壇がきれい
- ⑤その他 ()

地域の魅力に
関する設問
【複数選択】

3. あなたのまちの問題と考えられるのはどんなことですか？

- ①歩道が傷み、高齢者やベビーカー等が通行しづらい
- ②街灯が少なく、防犯面で不安がある
- ③商店街に空き店舗が目立ち、寂れてきた
- ④駅前や商店街など、まちの中心部で緑が少ない
- ⑤その他 ()

地域の
問題点に
関する設問
【複数選択】

4. まちのルールを作る場合、どのようなものがふさわしいと思いますか？

- ①地域にふさわしくない土地利用を制限するルール
- ②敷地の細分化を防止するためのルール
- ③建物の色彩等のデザインについてのルール
- ④敷地の緑化についてのルール

ルールづくり
に関する設問

※お問い合わせは下記までご連絡下さい。

〇〇地域まちづくり協議会 担当 〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇

～ アンケートのポイント ～

- 選択肢をつくり、回答しやすいアンケート調査にしましょう。
- 自由意見欄をつくり、より多くの意見を聴きましょう。
- 左のアンケートは参考例です。地域にとって必要な内容はもれなく聴きましょう。
- 意見への対応が必要な場合に備え、名前や連絡先を書いてもらいましょう。

その他地域まちづくりについてご自由にご意見・ご感想をお書きください。

〇〇丁目 〇〇番 氏名 〇〇〇〇

自由意見欄

* アンケート設問のヒント *

あなたが考える
まちの魅力は
何ですか？

将来どんな
まちに住みたい
ですか？

あなたが考える
まちの改善すべき
場所はどこ？

安全上不安な
道路などは
ありませんか？

緑化、防災など
どんな活動に
興味がありますか？

② 回答が集まったら集計してみよう

回答が集まったら集計して、地域のみなさんの考えをまとめましょう。結果をまとめたら地域のみなさんに報告しましょう。アンケートの意見を参考にしながら、より多くの地域の方々に賛同してもらえるような計画を目指しましょう。

地域まちづくり協議会の活動事例

地域まちづくり協議会について、組織及び地域まちづくり計画を市に登録し、まちづくり計画の実現に向けた活動に取り組まれている地域を紹介します。

草ヶ江校区まちづくり協議会

- * 設立年月 平成6年7月設立
- * 設立目的 地下鉄七隈線の整備や九州大学六本松キャンパスの移転を契機とした、商店街の再生や住環境、交通施設の整備
- * 活動エリア 草ヶ江校区
- * 構成メンバー 自治協議会、PTAなど各種団体、校区内の法人

- * 活動内容 まちづくり計画の作成、九大跡地利用に関する検討
- * その他活動 公開空地におけるイベント等の開催

【特定まちづくりルール】

- 自然環境に関するルール
- 交流に関するルール
- 賑わいに関するルール
- 住環境に関するルール
- 防犯・防災に関するルール



「草ヶ江校区地域まちづくり計画（基本方針）」

箱崎まちづくり委員会

- * 設立年月 平成9年8月設立
- * 設立目的 箱崎校区の歴史的資産と人情味豊かな気風を継承発展させ、住みやすい魅力と活力に満ちたまちづくり計画の策定と実現
- * 活動エリア 箱崎校区
- * 構成メンバー 自治協議会、各種団体
- * 活動内容 美しい景観形成に向けたルールづくり・みちづくり、九大跡地の利用検討

【特定まちづくりルール】

- 交流・コミュニティ：誰もが気軽にふれあえる環境づくり
- 安全・安心：安全安心に生活できる環境づくり
- 歴史・景観：歴史と伝統を尊重した美しく親しみのある街並みづくり
- にぎわい：庶民的なにぎわいのある魅力あふれるまちづくり
- 生活環境：生活利便性を活かした住み心地の良いまちづくり



「箱崎まちづくり計画（対象エリア）」

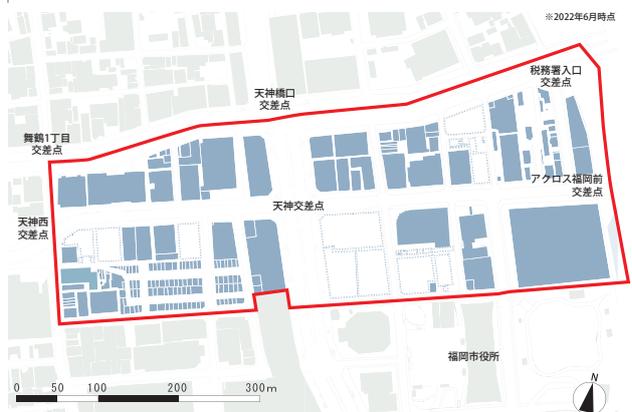
天神明治通り街づくり協議会

- * 設立年月 平成 20 年 6 月 設立
- * 設立目的 天神明治通りの地区及びその周辺地区において、地区の地権者の協働によって、持続可能な街づくりを推進する。
- * 活動エリア 東は那珂川、西は西通りの約 700 m の区間において、明治通りを中心に南北それぞれ、概ね 1 街区 (約 80m) の幅を持つ約 17ha のエリア
- * 構成メンバー 地区内の地権者であり、再開発を検討する意思を有する者等

【まちづくりの方針】

- 沿道景観の創出
- 交通体系の再編
- 快適で高質な歩行者空間の整備
- 環境との共生
- 都市機能の再構築
- 安全・安心の向上

- * 活動内容
 - グランドデザインの作成と運用
 - 地権者間及び行政、We Love 天神協議会等との調整・連携
 - まちづくりに関する調査・研究
 - 公的施設の整備・管理計画の作成
 - その他本会の目的を達成するための施策

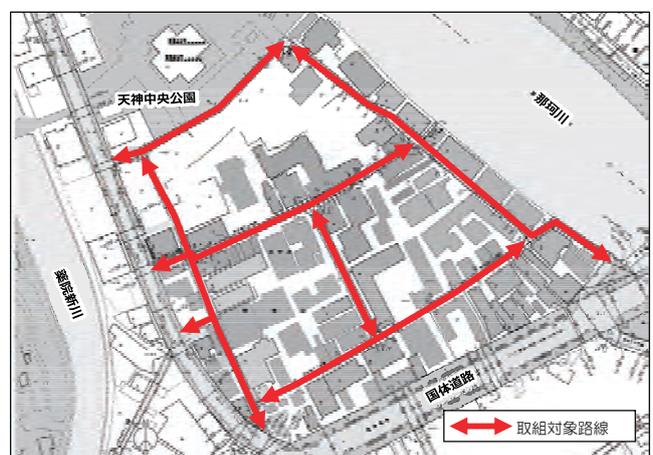


「天神明治通り地区地域まちづくり計画 (対象エリア)」

西中洲地区街づくり協議会

- * 設立年月 平成 29 年 7 月 設立
- * 設立目的 西中洲地区において、関係事業者や地域住民が協力し、当地区の個性を活かしたより良いまちづくりを推進する。
- * 活動エリア 西中洲地区のうち西中洲大通り、天神中央公園、那珂川、国体道路で囲まれた区域
- * 構成メンバー 自治協議会
- * 活動内容 良好な景観形成に向けたルールづくり・ルール運用
- * その他活動 建築協定の締結

西中洲地区の景観づくりイメージ



「西中洲地区景観誘導街づくり計画 (対象エリア)」

*その他の地域についても、福岡市ホームページにて「地域まちづくり協議会の登録制度」と検索すると見ることができます。

地域まちづくりに関するQ&A

Q

なぜ構成員を地域住民等に限定しているのですか？ P22

A

地域まちづくりは、主に居住環境の維持、改善や市街地の形成に取り組むことであり、土地・建物の利用に深く関係があります。このため、居住者や土地・建物の所有者に限定しています。なお、まちづくりにあたっては、専門的な知識や技術的なアドバイスが必要な場合もありますので、活動区域に属さない専門家を構成員として参加させることも可能です。

Q

なぜ、自治協議会の賛意が必要なのですか？ P22

A

福岡市には、おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉など様々な事柄について話し合いながら校区を運営する自治組織として自治協議会があります。まちづくりは、地域の居住環境の維持、改善に関する活動ですので、活動区域のみならず、その周辺の方々にも理解を得ながら取り組んでいく必要があります。そのためにも校区を代表して自治活動を推進している自治協議会の理解を得る必要があると考えます。なお、通学路改善や商店街活性化などの検討を行う場合は、関連するPTAや商工会など、自治協議会以外の地域で活動する団体の賛意が得られると、より望ましいと考えます。

Q

他の地域まちづくり協議会の活動区域と重複することができますか？ P22

A

同じエリア内に複数の組織があった場合、それぞれで、まちの将来像や取組み内容が異なると、エリア内が混乱してしまうことが考えられます。そのため、原則として同じ地区内において組織が重複しないよう、地域で調整を図る必要があると考えます。

Q

道路などの公共施設に関することも記載可能ですか？ P28

A

道路整備に関する事など、公共施設に関する事項を記載することは可能ですが、実現にあたっては、福岡市を含め、関係機関との調整が必要であると考えます。また、公共施設の整備には予算について、議会の議決が必要です。このため、地域まちづくり計画に記載することで、その実現を担保するものにはなりません。

Q

特定まちづくりルールと地区計画や建築協定との違いは何ですか？ P19

A

地区計画は、都市計画に位置づけるまちづくりのルールで、建築基準法に基づき条例化をすることで建築基準関係規定となり、地区内全ての土地に建築確認における適合義務が生じる制度です。また建築協定は、私的な契約であるため、建築確認による適合義務はなく、住民の方々に運営していただく必要があります。これらは、法に基づく制度であり、個人の財産に関する権利に一定の制限を課していく面もあることから、地権者の合意が基本となります。

Q

地域住民にどの程度周知すれば地域まちづくり計画を登録することができますか？ P24、P29

A

地域まちづくり計画の登録要件は、「福岡市地域まちづくり推進要綱」第6条第1項に、
 (1)地域住民等へ周知され、意見を聴きながら作成されていること。
 (2)福岡市都市計画マスタープラン及びその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していること。
 (3)特定のものに利害を及ぼすことが目的となっていないこと。
 (4)地域まちづくり計画の対象となる区域に一団の大規模な土地がある場合は、当該計画の内容について、当該土地の所有者の理解及び支持が得られること。
 としています。

地域住民の方や土地所有者等に、まちづくり通信やアンケート調査等により、検討している地域まちづくり計画の内容や地域まちづくり協議会の活動を周知して、意見を述べる機会を設けるとともに、大規模な土地の所有者や反対者の意見を聴くなどして、十分な話し合いをしていただく必要があると考えます。福岡市は、地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）の内容やそれらの周知方法、意見の有無、反対意見の内容と対応状況などを踏まえ、総合的に判断します。なお、反対意見をお持ちの方がいる場合は、その理由を踏まえ、合意していただけるよう協議・調整を図りましょう。

Q

地域まちづくり協議会の同意がないと建築確認申請はできませんか？ P19

A

特定まちづくりルールは、建築基準法に基づく建築基準関係規定ではないため、地域まちづくり協議会の同意がなくても建築確認申請は可能ですが、地域全体の良好な住環境や市街地の形成のために、地域のみなさんでつくられたルールです。建築計画の検討にあたっては、配慮していただくとともに、地域まちづくり協議会との協議・調整をお願いします。

Q

特定まちづくりルールに従わない建築等行為者がいた場合、事業者名や協議録、従わない理由などを公表してもらえますか？ P20

A

本ルールは、「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づく要請であり、行政指導の一環です。相手方が従わなかったことを理由として、不利益な取扱いにはできないことから、公表する場合は、その範囲は協議結果の概要など、限定的になると考えます。

Q

特定のものに利害を及ぼさないとはどのようなことですか？また大規模な土地とはどの程度ですか？ P28

A

地域まちづくり計画は、地域全体の良好な居住環境や市街地の形成を目指すものです。特定の人に利益を与えたり、又は、不利益になるような計画は登録できません。また、大規模な土地の考え方は、地域が戸建中心の地域なのか、あるいは、大きなマンションが建っている地域なのかなど、地域の状況によって異なるものと考えます。

まちづくりで活用できる様々な制度を知ろう

福岡市では、まちづくりを支援するための制度を用意しています。
あなたのまちの理想の将来像に応じて、積極的に制度を活用してください。

①土地・建物などに関するまちづくりのルールをつくりたい

地域まちづくり計画は地域のみなさんが、計画づくりに取り組みやすい制度とすることを目的につくられた制度であり、より実効性をもつルールにしたい場合は、その他の制度の組み合わせが必要になります。具体的に、下記のような制度がありますので、まちづくりの進捗に合わせて活用してください。

地区計画

- ◎まちの将来像を話し合い、まちづくりの方針を定めます。
- ◎建物や敷地のルールに加え、工作物や緑のルールについても定められます。ただし、決められない項目もあり、「建築協定」や「景観協定」、「緑地協定」などの併用が効果的です。
- ◎地区計画が策定されると、建築行為等の際に福岡市へ計画内容の届出が必要となり、福岡市がルールに適合しているかチェックを行い、違反があった場合は指導・勧告を行います。
- ◎主に地区内の居住者等が使う歩道や緑地などを地区の施設として計画することができます。（整備や維持管理手法については別途協議が必要です。）

■決めることができること

- 建築物等の用途
- 容積率・建ぺい率
- 敷地面積の最低限度
- 建築面積の最低限度
- 壁面後退距離
- 建築物・工作物の高さ
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠
- 建築物の緑化率
- 垣又はさくの構造
- 樹林地、草地等の保全に関する事項
- 地区施設（道路・公園・その他公共空地）の配置、規模など

【連絡先】 福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

Tel:092-711-4388

Fax:092-733-5590

建築協定

- ◎建築協定は土地所有者間（建物所有者等も含む）の私的な契約であるため、ルールは地域それぞれの実情に合わせて定めることができます。また、定めることができる基準については地区計画に比べ制約が少なく、例えば、敷地の細分化を防ぐための「敷地分割の禁止」は地区計画では定められませんが、建築協定では定めることができます。
- ◎建築協定は地区計画と異なり、自由に有効期間を設定することができます。
- ◎ルールの運営は合意された土地所有者等により行う必要があり、また、違反があった場合の対応も自分たちで行う必要があります。
- ◎合意されていない土地を隣接地に設定しておけば、その土地は認可後であってもいつでも協定に加入することができます。

■決めることができること

- 建築物等の用途
- 容積率・建ぺい率
- 敷地面積の最低限度
- 敷地の分割の禁止
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠
- 看板や広告の制限
- 建築物の高さや階数
- 空調の屋外機、アンテナ等の建築設備
- など

【連絡先】 福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課

Tel:092-711-4581

Fax:092-733-5584

事例：香住ヶ丘1丁目建築協定の取組み



■取組みの概要

当地区は、東区西鉄香椎花園駅の近傍に位置し、昭和61年に福岡県住宅供給公社が開発した127世帯を有する戸建住宅地です。公社による一人型建築協定*の有効期間10年を経たあとも、地域住民の手による合意形成に向けた取組みにより協定を2回更新し、現在に至ります。合意率は94%（面積比）であり、統一感のあるまちなみが維持されています。

■土地・建物などに関するルール

協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) この協定の認可時における敷地の分割は行わないこと。
- (2) 建築物の用途は、戸建専用住宅（二世帯住宅を含む。）に限ること。ただし、建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅はこの限りでない。
- (3) 敷地の地盤の高低差を変更しないこと。ただし、庭の修景及びアプローチのためのものはこの限りでない。
- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地境界線から1m以上離すこと。ただし、隣接する土地所有者等の承諾を得た場合若しくは次の場合はこの限りでない。
 - (ア) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の場合。
 - (イ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。
 - (ウ) 車庫
- (5) 建築物の高さは、現に位置する敷地の地盤面から10mを超えないこと。
- (6) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたものとする。
- (7) 敷地境界線にある垣は、生垣、ネットフェンスその他これに類するものであること。



※一人（いちにん）型建築協定

開発事業者等が一人で締結する建築協定。協定認可日から3年以内のうちに、分譲によって2人以上の土地所有者等が存することとなった時からその効力が発生する。これに対し、既存住宅地で地域住民が自ら建築協定を締結するものは「発意型建築協定」と呼ばれ、福岡市においては、一人型に比べ発意型建築協定を締結する事例が多い。

② 緑豊かなまちをつくりたい

緑あふれるまちにするために活用できるルールづくりの制度に「緑地協定」があります。

その他、身近な住環境の維持・改善の活動の支援として、緑のコーディネーター制度、緑の活動支援事業、花・緑づくり活動支援制度等があります。

緑地協定

◎市街地の良好な環境の形成とともに、緑豊かで快適な生活環境を確保するため、一定の区域を定め、今ある緑の保全と新たに植栽する樹木等の種類や場所、今後の維持管理などについて取り決めを行うものです。

◎ルールに合意した人たちが運営委員会を結成し、合意が得られた区域内においてルールを運営します。また、ルールを運営する際は、有効期間を設定しています。

【連絡先】 福岡市住宅都市局公園部活用課

Tel:092-711-4367

Fax:092-733-5590

緑のコーディネーター制度

◎緑のコーディネーター制度とは、花や緑に関する知識や技術を持ち、緑化活動に関心の高い方を福岡市が認定し、緑に関するアドバイスを求めている市民団体等へ紹介・派遣し、支援する人材バンク制度です。

◎花づくり（花壇づくり、土づくり、種から育てる育苗など）や緑化活動のアドバイスを「緑のコーディネーター」に依頼することができます。



【連絡先】 ■緑のコーディネーター制度及び派遣・相談について

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 みどり課

Tel:092-260-8816

Fax:092-401-1384

〒810-0033 福岡市中央区小笹5丁目1番1号（福岡市植物園 緑の情報館1階）

緑の活動支援事業

◎緑の活動支援事業は、市民団体等が自主的に取り組む花壇づくりや樹林地管理等の活動を育成・支援する事業です。

◎「地域の森づくり」と「地域の花づくり」の2種類の活動に対して、活動費の助成等の支援を行っています。



■地域の森づくり活動支援事業

①樹林地等の保安全管理や再生
樹林地等の保安全管理を行う活動で、活動規模が300㎡以上のものに対して助成します。

【助成金額】

- ・ 上限20万円/年(認定後3年間)
- ・ 上限10万円/年(認定後4年目以降)

②緑の名所づくり

市街地に植樹を行うことにより緑の名所をつくる活動で、校区単位以上の広範囲にわたる活動規模であるものに対して助成します。

【助成金額】

- ・ 上限20万円/年(最大3年間)

■地域の花づくり活動支援事業

市内にある身近な公共用地での花壇づくり活動で、活動規模が10㎡以上のものに対して助成します。

【助成金額】

- ・ 2,000円/㎡、
上限20万円/年
(認定後5年間)
- ・ 1,000円/㎡、
上限10万円/年
(認定後6年目以降)

助成の詳細い内容については、下記連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 みどり課

Tel:092-260-8816

Fax:092-401-1384

〒810-0033 福岡市中央区小笹5丁目1番1号（福岡市植物園 緑の情報館1階）

花・緑づくり活動支援制度 (ボランティア花壇・パートナー花壇)

- ◎福岡市では「一人一花運動」を掲げ、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、ありとあらゆる場所での花づくりを通じて、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花をツールとして共創のまちづくりを目指す取り組みを行っています。
- ◎市民の皆さんが花壇づくり活動に取り組む制度として、「ボランティア花壇」と「パートナー花壇」の2つの花壇制度があります。
- ◎ボランティア花壇・パートナー花壇制度に登録いただいた市民の皆さんをサポートする制度として、登録園芸店が花苗や園芸用品の購入費用を割引する「一人一花割引」等の制度も行っております。



各花壇制度の詳細については、下記連絡先にお問い合わせください。

■ボランティア花壇

歩道や公園などの公共空間で、市民・地域・企業等の皆様が花壇づくり活動に取り組むことができる制度です。

【対象】

道路上の植栽帯や公園など、市内全域の公共空間
※安全性の確保等、管理者の了承が必要となります。

【特典】

- ・管理団体等の名前が入った「一人一花オリジナルプレート」の進呈
- ・活動場所や内容等がホームページ上で公開される「福岡市フラワーマップ」への掲載

■パートナー花壇

お店や会社など私有地を含めた、福岡市の街を彩り、潤いを与える花壇を登録することで、情報発信をはじめとした絆づくりを深めていくことを目的とした制度です。

【対象】

通りに面しているなど、多くの人が目につく場所にあり、概ね1㎡以上の花壇（敷地内に入らなくても、誰でも見ることのできるものが対象になります）

【特典】

- ・パートナーのお名前（地域団体・企業・施設の名称等）を記入した「一人一花オリジナルプレート」の進呈
- ・活動している花壇をホームページ上での紹介（メンバー募集などのPRコメントも掲載可能）
- ・一人一花運動に関する「お役立ち情報」の発信（花に関する広報誌、一人一花イベントのお知らせ、花に関する体験講座など）

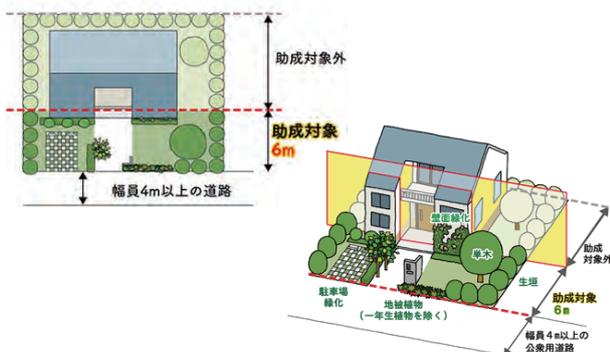
【連絡先】 福岡市住宅都市局一人一花推進部一人一花推進課

Tel:092-711-4424

Fax:092-733-5590

緑化助成事業

- ◎緑あふれる街並みの形成を実現するため、道路から見える緑化の施工費用の一部を助成しています。



「ブロック塀等除去費補助事業」と併せて助成を受けることも可能です。詳しくは、④安全・安心なまちをつくりたい (P42) を参照してください。

【助成対象】

幅員4m以上の公衆用道路に面する福岡市内の私有地であり、道路境界から6m以内の場所に新たに行う緑化(単木、生垣、地被植物、駐車場緑化、壁面緑化)で、緑化面積合計が5㎡以上であるもの(※賃貸物件や販売等を目的とした緑化事業は対象外)

【助成条件】

- ①申請前に緑化工事が未着工で、申請年度の3月23日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができること
 - ②本助成事業以外に緑化に関する助成を受けていないこと
 - ③同一の敷地において、すでに本助成事業を受けていないこと
- ※法令等により緑化を義務付けられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とする。

【助成金額】

上限20万円、緑化施工費用の1/2に相当する金額(千円未満切捨て)、緑化面積あたりの上限あり。

【連絡先】 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 みどり課

Tel:092-260-8816

Fax:092-401-1384

〒810-0033 福岡市中央区小笹5丁目1番1号(福岡市植物園 緑の情報館1階)

③景観に配慮したまちをつくりたい

良好な景観を形成・保全するためのまちづくりルールとして、「都市景観形成地区」や「景観協定」があります。また、これらのルールを活用するなど、景観づくりに向けた活動を行う団体への助成を行う制度があります。

都市景観形成地区

- ◎景観形成を重点的に図る地区を、福岡市が「都市景観形成地区」と位置づけ、地区の景観の保全または育成のために、まちづくりのルールを定める制度です。
- ◎優れた景観の形成・保全を目的としたまちづくりのルールを定めることができます。
- ◎都市景観形成地区のルールは福岡市が運用します。ルールが守られない場合は、必要な助言及び指導を行うことができます。



都市景観形成地区「承天寺通り地区」(令和2年指定)

【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室 Tel:092-711-4589 Fax:092-733-5590

景観協定

- ◎良好な都市景観を形成することを目的に、土地建物所有者等が主体的に美しいまちづくりのためのルールを決めることができる制度です。
- ◎地域住民が主体的に運営するまちづくりのルールであり、幅広い内容のルールを定めることができます。
- ◎ルールに合意した人たちが運営委員会を結成し、合意が得られた区域内においてルールを運営します。また、ルールを運営する際は、有効期間を設定します。

【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室 Tel:092-711-4589 Fax:092-733-5590

景観づくり地域団体助成制度

- ◎地域等が主体となった景観づくりを推進するため、一定の地域等における都市景観の形成を図ることを目的とする地域団体で、「景観づくり地域団体」に認定された地域団体が行う、都市景観形成地区の指定や、景観協定の締結に向けた活動に対する経費の助成を行います。

【助成額】

単年度につき50万円かつ合計3年間を限度とする。

【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室 Tel:092-711-4589 Fax:092-733-5590

事例：百道浜4丁目戸建住宅地区（都市景観形成地区を活用）



第10回（平成8年度）都市景観賞受賞

「シーサイドももち地区」は、平成元年の博覧会開催を経て進められた「福岡の新しい個性づくり」と「都市景観に大きなウェイトを置いたまちづくり」による良好な環境を将来にわたって維持・育成していくため、平成8年に「都市景観形成地区」第1号として指定された地区です。

地域のみなさんの意見を反映させながら長期的視点に立って定められた建築物の意匠・形態、外構の緑化、広告物の基準に沿って、景観に配慮したまちづくりを誘導しています。また、建築協定・緑地協定も組み合わせて策定しています。

事例：筥崎宮地区歴史景観づくり検討会の景観形成活動

（景観づくり地域団体に認定）



先進事例視察調査の様子

「筥崎宮地区歴史景観づくり検討会」は、都市景観形成地区指定に向けて景観のルールづくりを行うことを目的に発足した団体で、令和4年に本市で第3号となる「景観づくり地域団体」に認定しています。

これまで、景観のルールづくりについての検討や他都市への先進事例視察調査などの活動を行っており、その活動費用の一部を助成しています。

④安全・安心なまちをつくりたい

道路の安全性の向上や防犯につながる取組みに対して支援する制度があります。

私道整備助成制度

◎公道として認定することが困難な私道の舗装及び側溝の新設等を行う者に対し、工事費を助成し、生活環境の改善を支援します。

【支援の要件】 ①私道において現に一般交通の用に供し幅員が1m以上であること。
②両端の一方が整備された公道又は私道に接続していること。
【助成額】 対象工事費の2分の1ただし、通学路（小・中学校）、障がい福祉施設に係るものについては、対象工事費の全額。

※その他詳しい要件は下記連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】 福岡市道路下水道局管理部道路維持課

Tel:092-711-4488

Fax:092-733-5591

狭あい道路拡幅事業

◎建築基準法では道路中心線から2mの範囲（敷地後退部分）に建築物や塀などを築造することはできません。福岡市では4m未満の市道に接した土地所有者から後退部分の寄付等の申し出を受けて、後退部分の道路整備を福岡市が行うとともに、後退部分にある門・塀・立木などの移設に対する助成を行います。



整備前



整備後

【連絡先】 建物の建替えの時期等に、個別で整備する場合（個別整備型）…福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課 Tel :092-711-4586
交差点間など一定の区間において整備する場合（路線整備型）は Fax:092-733-5584
各区役所地域整備課（西区は、土木第1課、土木第2課）へお問い合わせください。（※連絡先P50参照）

新歩行空間整備事業

◎歩道のない道路において、土地所有者からの協力申し出を受けて、市が民有地を無償で借地し、安心して通行できる歩道整備を行うとともに、歩行空間となる土地に存在する工作物などの移設に対する助成を行います。

【補助対象】

歩行空間として利用するために市長と土地所有者が「土地使用に関する協定書」を締結した箇所に存在する工作物等を移設（撤去・新設を含む。）又は撤去する事業

【補助金額】

補助対象となる経費（全額）のうち、予算の範囲内で市長が決定した額
補助対象となる経費：工作物の撤去・移設、立木の移植・伐採、埋設物の移設



【連絡先】 各区役所地域整備課（西区は、土木第1課、土木第2課）へお問合せください。（※連絡先P50参照）

ベンチプロジェクト

◎福岡市では、すべての人が安全で快適に利用できる、「バリアフリーのまち」を実現するための施策の一つとして、高齢者や障がい者、妊産婦や子ども連れの人などの休憩需要に応えるため、歩道上や市有地・民有地の道路沿いの場所へのベンチ等休憩施設の設置推進に取り組んでいます。

【補助対象】

バス停付近、買い物に行く道や坂道の途中、ウォーキングコース等の道路沿いの民有地等にベンチを設置する方へ、ベンチ購入費を補助します。

【助成額】

1基あたり最大10万円



ユニバーサル都市・福岡

【連絡先】 福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課

Tel:092-733-5344

Fax:092-711-4232

防犯灯補助事業

◎自治会等の地域団体が設置・管理する防犯灯について、工事費・管理費を補助します。不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、自治会等が設置・維持管理する防犯灯が補助の対象です。

【助成額】

1. 工事費補助

(1) 新設・建替工事（原則、10W以下のLED）については、1灯あたりの工事費の2/3を補助金額とし、表1を上限額とします。（100円未満切り捨て）

(2) (1)以外のその他の工事については、1灯あたりの工事費の1/2を補助金額とし、表1を上限額とします。（100円未満切り捨て）

2. 管理費補助

管理費補助については、表2のとおり電力会社との契約ワット数に応じて定額を補助します。

表1 工事費補助上限額（1灯あたり）

設置別	工事別	新設・建替	移設	撤去
共架式		15,000円	7,000円	2,000円
ポール式		37,000円	18,000円	5,000円

表2 管理費補助額

電力会社との契約ワット数	補助単価
10W	1,100円
20W	1,400円
40W	1,900円
60W、100W	2,500円

【連絡先】 福岡市道路下水道局管理部道路維持課

Tel:092-711-4488

Fax:092-733-5591

街頭防犯カメラ設置補助事業

◎犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取組みを支援します。

【対象団体】

自治協議会
自治会・町内会
その他市長が認める団体

【対象経費】

①防犯カメラ、録画機器装置等の購入及び設置工事に係る経費
②防犯カメラの撮影を示す看板設置に係る経費

【補助金額】

補助対象経費の75%以内
<上限額>
・自立柱を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合 1台につき25万円
・上記以外1台につき20万円
ただし、同一自立柱若しくは同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合2台目以降1台につき10万円

街頭防犯カメラ設置



（設置例）

- ・通勤路や通学路
- ・子どもの遊び場や、落書きの多い場所
- ・建物が密集し、見通しが悪い場所など

犯罪の予防
安心感の醸成
事件・事故の早期解決

犯罪のない安全で
住みよいまち
「ふくおか」の実現



※その他、補助対象機器の基準や補助金の交付条件などは、下記連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】 福岡市市民局生活安全部防犯・交通安全課

Tel:092-711-4054

Fax:092-711-4059

ブロック塀等除却費補助事業

◎道路に面しているブロック塀やレンガ塀等の除却に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

道路に面している概ね1.0m以上のブロック塀やレンガ塀等で調査の結果、危険な状態であるもの等

【助成額】

除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数が有るときは、これを切り捨てる。）に5,000円を乗じた額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額（計算した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。）とします。なお、補助金の額が1,000円に満たないときは1,000円とします。ただし、15万円を上限とする。

※補助を受けるには工事着手前に事前協議が必要です。まずは、下記連絡先にお問合せください。

【連絡先】 福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課

Tel:092-711-4580

Fax:092-733-5584

④安全・安心なまちをつくりたい

災害に強く、安全で安心して暮らせるまちを目指し、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された住宅を対象とした支援制度があります。

木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業

◎昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された戸建住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

耐震診断の結果「倒壊する危険性がある」もしくは「倒壊する危険性が高い」と判定されたもの。

【助成額】

耐震改修工事に要する額の46%に相当する額。ただし、90万円を上限とする。（面積による上限額あり。）

木造戸建住宅耐震建替費補助事業

◎昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された戸建住宅の建替を行う場合に一部を補助します。

【補助対象】

耐震診断の結果「倒壊する危険性が高い」と判定されたもの。

【助成額】

1戸につき 200,000円とする。
ただし、建替を行う既存の木造戸建住宅が居住している住宅の場合は次に定める額の内、いずれか低い額を加算できるものとする。
①既存建築物の解体工事に要する経費の23%に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。）
②延べ面積に34,100円/㎡を乗じて得た額の23%に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。）
③30万円

※補助を受けるには工事着手前に事前協議が必要です。まずは、下記連絡先にお問合せください。

【連絡先】 福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課 Tel:092-711-4580 Fax:092-733-5584

共同住宅耐震診断費補助事業

◎昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された共同住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの。

【助成額】

対象となる費用は、耐震診断に要する費用（面積による上限あり。）のうち、共同住宅の住宅部分の耐震診断に要する費用に2/3を乗じた額以内とする。

共同住宅耐震改修工事費補助事業

◎昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された共同住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの。

耐震改修促進法の認定等を受けたもの。

【助成額】

1戸につき400,000円を上限とし、耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と延べ面積に50,200円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額とする。

※補助を受けるには工事着手前に事前協議が必要です。まずは、下記連絡先にお問合せください。

【連絡先】 福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課 Tel:092-711-4580 Fax:092-733-5584

⑤敷地の整形化や土地の有効利用を図りたい

一度つくられたまちや建築物を再び新しい時代に合った利用形態につくり直したり、改修・保存する手法として、再開発事業が活用できます。再開発事業に大きく二つの事業があります。

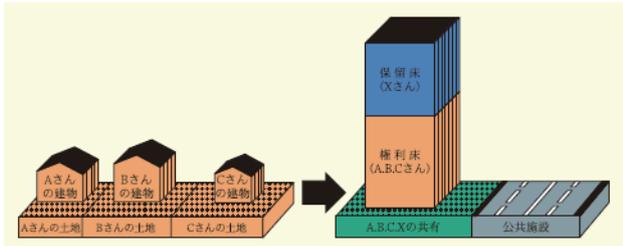
■法定の再開発 ⇒ 市街地再開発事業

■任意の再開発 ⇒ 優良建築物等整備事業

市街地再開発事業（法定の再開発）

◎市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするもので、都市再開発法に基づき行われる事業です。

■事業の仕組み



- 敷地等を共同化し高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。
- 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床（「権利床」と呼んでいます。）に置き換えられます。
- 事業費には、国や市からの補助金と、高度利用によって、新たに生み出された床（「保留床」と呼んでいます。）の処分金収入を充てます。

優良建築物等整備事業（任意の再開発）

◎既成市街地での細分化された敷地の共同化や、土地の高度利用を図り公開空地を確保するなど、良好な市街地形成や優良な住宅の供給を促進するために一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対して、国と地方公共団体が支援する制度です。

◎事業には大きく3つのタイプがあります。それぞれの事業毎に支援を受ける条件があります。

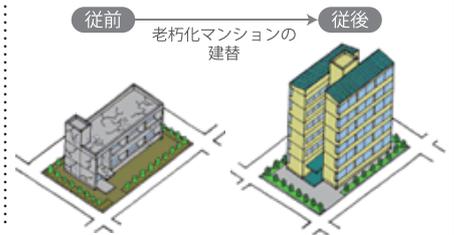
【共同化タイプ】



【市街地環境形成タイプ】



【マンション建替タイプ】



【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課

Tel:092-711-4430

Fax:092-733-5590

【福岡市再開発準備組合等補助金について】

上記2つの再開発では、「福岡市再開発準備組合等補助金交付要綱」に基づき、100万円を限度に下記の費用の2分の1以内の補助金を受けることができます。

- ・各種事業手法の調査及び研究並びに事業計画の作成に要する費用
- ・広報誌、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用
- ・講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用
- ・事務連絡等の通信に要する費用
- など

3号線沿線共同化コンサルタント派遣

◎地下鉄3号線（七隈線）駅から概ね500m以内の範囲にある幹線道路の沿道にあり、道路境界から概ね500m以内の範囲にかかるひと続きの街区を対象に、土地利用の共同化や公開空地の整備に向けた取り組みに、専門的知識を有するコンサルタントを派遣します。（同一団体に5回まで派遣）

【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課

Tel:092-711-4430

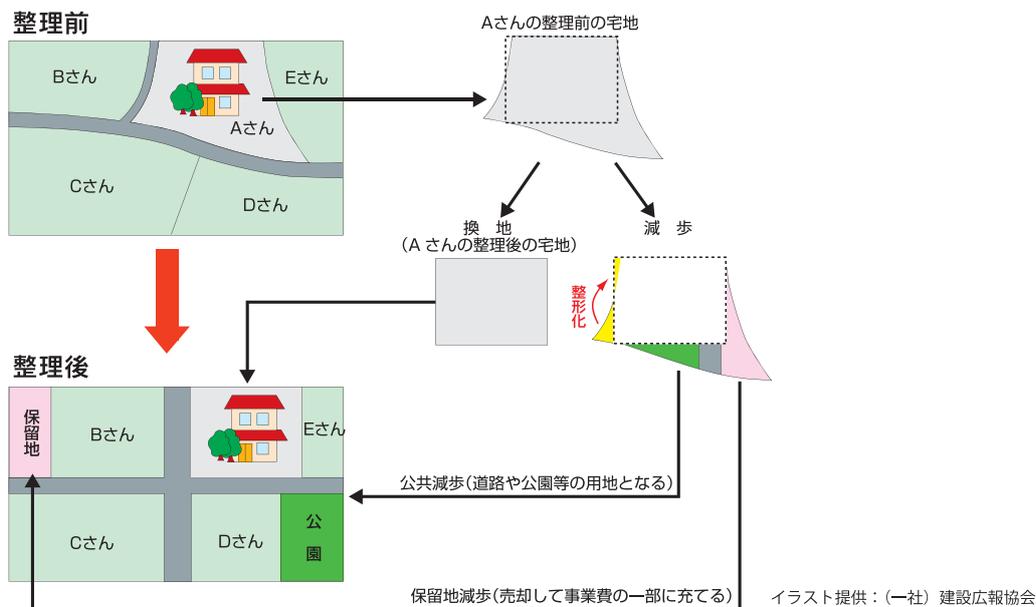
Fax:092-733-5590

⑤敷地の整形化や土地の有効利用を図りたい

不整形な土地を整理する事業として「土地区画整理事業」があります。

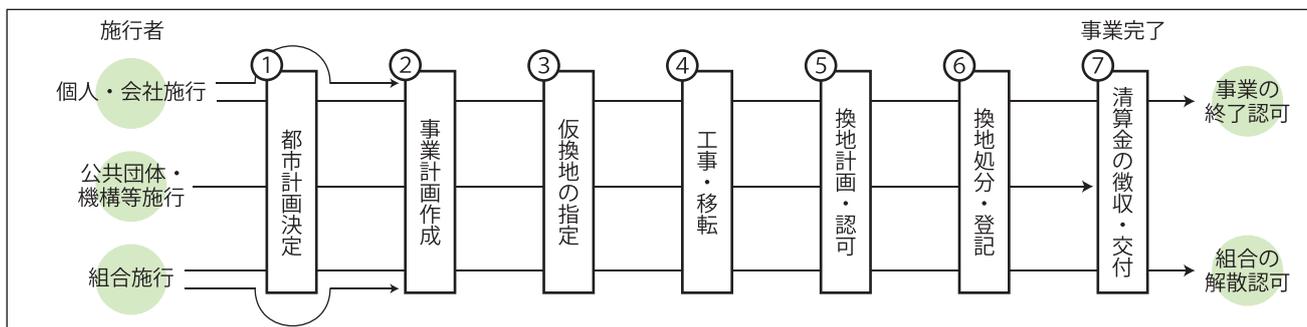
土地区画整理事業

◎不整形な土地の形状を整えたり、道路、公園、広場などの必要な施設を総合的に整備するとともに、個々の宅地を整然と区画し、すべてが道路に面するように配置するなど、土地を利用しやすいように基盤整備するのが土地区画整理事業です。



◎土地区画整理事業は、新しく必要とする道路や公園など公共施設の用地を土地所有者のみなさんで少しずつ提供しあうことから始まります。再配置された土地は区画整理を行う前のそれぞれの土地の位置、広さを十分に考慮しながら、土地所有者のみなさんが公平になるように決められます。土地は少し狭くなりますが、土地の形が整い、道路や公園などの公共施設が整うなど、利用しやすい地域に生まれ変わります。

土地区画整理事業のおおまかな流れ



- ①都市計画決定：みなさんの意見を反映して、まちづくり計画を検討し施行地区を決定します。土地区画整理事業は都市計画に位置付けることがあります。
- ②事業計画作成：事業計画を作成し、土地区画整理事業を開始します。
- ③仮換地の指定：移転や工事の必要から、将来、換地として定められるべき土地の位置、範囲を仮に指定します。
- ④工事・移転：仮換地への建物等の移転や、道路・公園等の工事を行います。
- ⑤換地計画・認可：換地を最終的に定めるため、その計画をみなさんに説明します。また、町界・町名・地番を変更、整理します。
- ⑥換地処分・登記：現在の登記簿を新しいまちに合わせて書き換え、施行者がまとめて登記します。
- ⑦清算金の徴収・交付：事業の最終段階として、みなさんの換地について不均衡がある場合には、それを金銭により是正するなど必要な調整を行います。

【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課

Tel:092-711-4430

Fax:092-733-5590

事例：橋本土地区画整理事業

■取組みの経緯

橋本土地区画整理事業は、平成17年2月に開通した福岡市営地下鉄七隈線（3号線）橋本駅及び外環状道路に隣接する特性を生かし、大型商業施設等を誘致し、住宅を計画的に配置するとともに、都市計画道路・区画道路・公園などの基盤整備を行い、良好な市街地形成と活気あるまちづくりを目指し、実施されました。



■事業の概要

- 位置：福岡市西区橋本二丁目 ●面積：約8.3ha
- 施行者：福岡市橋本土地区画整理組合（組合施行）
- 地権者数：63人（H18.4 組合認可申請時）
- 総事業費：約21.0億円
- 施行期間：平成18年7月～平成22年12月
- 減歩率：26.94%（公共：12.26%、保留地：14.68%）
- 計画人口：約50人（23世帯） ※居住地区約1.2ha
- 都市計画道路 姪浜飯盛線の一部（幅員27m、延長165m）
長尾橋本線の一部（幅員22m、延長50m）
- 区画道路（幅員4m～9m）
- 公園1箇所 面積2,799㎡（うち853㎡は「さくら公園」）

事例：元岡土地地区画整理事業

■取組みの経緯

対象となった地区は、福岡市・新基本計画における多核連携型都市構想の新たな拠点地域及び「九州大学学術研究都市構想」において九州大学学術研究都市の「シンボル」となる「タウン・オン・キャンパス」地区として位置づけられています。以上を踏まえ当地区では、九州大学伊都キャンパス直近部における居住機能や研究開発機能などをもった土地利用とするため、地元主体の組合施行による区画整理事業を実施しました。



■事業の概要

- 面積：約16.2ha
- 施行者：福岡市元岡土地地区画整理組合（組合施行）
- 地権者数：64人（H20.9 組合認可申請時）
- 総事業費：約21.2億円
- 施行期間：平成21年9月～平成25年3月
- 減歩率：35.67%（公共：11.31%、保留地：24.36%）
- 計画人口：約1,500人（90人/ha）
- 土地利用計画：学園通線沿道に生活利便施設ゾーンや研究開発ゾーンを配置。その他は、主に学生住宅ゾーン（一部戸建低層住宅）
- 区画道路：幅員5～11m
- 街区公園：2箇所



⑥生活交通の確保に取り組みたい

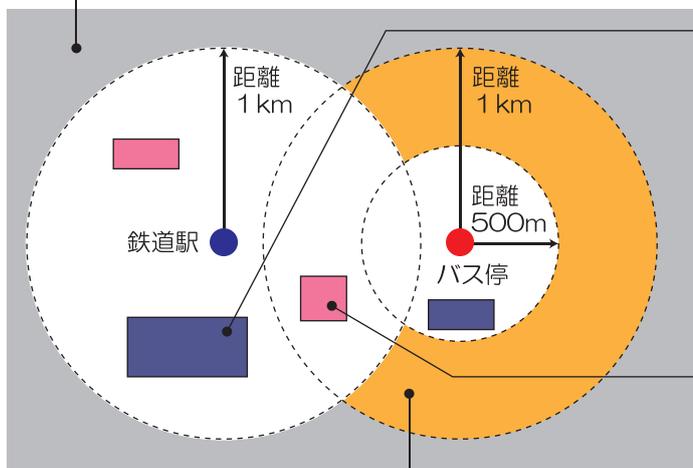
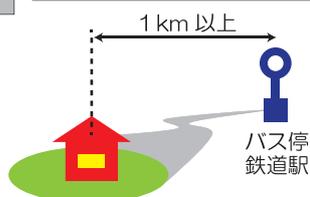
公共交通が不便な地域における、地域のみなさんが主体となった生活交通確保の取組みに対して支援を行う事業があります。

生活交通支援事業（不便地対策）

◎地域のみなさんが主体となり、交通事業者や行政と協力して、地域のニーズに沿った生活交通を確保する為の支援を行います。

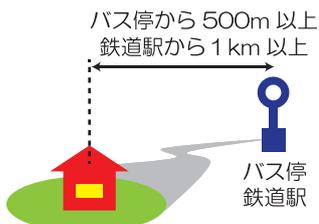
公共交通空白地

バス停から概ね1 km以上離れ、
鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域



公共交通不便地

バス停から概ね500m以上離れ、
鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域
(公共交通空白地を除く)



公共交通不便地に準ずる地域

次の① ② のいずれかに該当する地域

①バス停・鉄道駅との高低差が概ね40m以上の地域
(公共交通空白地・不便地を除く)



②バス停・鉄道駅までの経路について、迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の確保に向けた協議会を組織している地域
(公共交通空白地・不便地及び①の地域を除く)



【支援の対象地域】

以下の3つの地域が支援の対象です。

- ①公共交通空白地：バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域
- ②公共交通不便地：バス停から概ね500m以上離れ、かつ鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域（①を除く）
- ③公共交通不便地に準ずる地域：アイのいずれかに該当する地域
 - ア バス停・鉄道駅との高低差が概ね40m以上の地域（①、②を除く）
 - イ バス停・鉄道駅までの経路について迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の確保に向けた協議会を組織している地域（①、②、③アを除く）

【支援の内容】

- ①検討段階での調査・検討経費補助（アンケート調査費、事務経費など年間50万円を上限。期間は3年（最長5年）を限度）
- ②試行運行経費補助（収支差額の補助で経費の2分の1と300万円のいずれか少ない額を上限。期間は試行期間6ヶ月（最長1年）を限度）

【連絡先】 福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課

Tel:092-711-4393

Fax:092-733-5590

⑦まちを活性化したい

地域コミュニティの担い手としての役割も期待されている商店街の自主的な取組みを支援する等、まちを活性化する事業があります

商店街活性化のための事業

◎商店街は、地域住民の暮らしを支え、買い物の場を提供する「地域経済の担い手」であるとともに、交流や賑わいの場を提供する「地域コミュニティの担い手」として、地域の活力を支える重要な存在です。福岡市では、新たな取組みにやる気をもってチャレンジする「がんばる商店街」を支援しています。

【支援の内容】

支援制度は年度により変更があります。福岡市のホームページでご確認ください。

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 中小企業支援・商店街振興 > 商店街振興

【連絡先】 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 Tel:092-441-3303 Fax:092-441-3211

Fukuoka Art Next

◎福岡市美術館や福岡アジア美術館のこれまでの取組みをさらに発展させ、彩りにあふれたまちを目指して、「Fukuoka Art Next」を始動します。市民がアートに触れる機会を増やし、その価値や魅力を感じて Well-being を向上させるとともに、アーティスト活動を支援し、世界で活躍する福岡発のアーティストの増加を目指します。

◎アーティストの成長・交流拠点施設『Artist Cafe Fukuoka（中央区城内2-5）』では、アーティストと地域等とをマッチングする事業を行っています。

FaN
Fukuoka Art Next



地域の中にアートを取り入れたい、地域の空きスペースをアートで活用したい等のご相談をお受けします。

【連絡先】 ■Fukuoka Art Next

福岡市経済観光文化局文化振興部アートのまちづくり推進担当
Tel:092-707-3779

■Artist Cafe Fukuoka

(Web サイト <https://artistcafe.jp/>)
Tel:080-2481-5997

⑧できたまちを維持・保全したい

地域で生活しやすい環境をつくるためには、新たに良好な住環境をつくるだけでなく、すでにあるまちを地域のみんなで快適に利用することも必要です。すでにある緑を守るための「公園愛護会制度」や「福岡市路上違反広告物追放登録員制度」などの制度があります。

公園愛護会制度

◎基本活動 公園の日常的な管理を行う「公園愛護会」を結成した地域住民に対し、除草や清掃などの維持管理活動に対して助成を行います。



※公園愛護会の設立は、公園毎に1愛護会を原則とする

【助成額】 愛護活動対象面積毎に助成金額を区分しています。

～1,000㎡ 未満	…年額28,000円
1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	…年額30,000円
2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	…年額32,000円
3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	…年額34,000円
4,000㎡ 以上 6,000㎡ 未満	…年額36,000円
6,000㎡ 以上 8,000㎡ 未満	…年額38,000円
8,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	…年額40,000円
10,000㎡ 以上	…年額42,000円

◎選択活動 基本活動以外で、樹木・除草の管理や便所清掃活動を実施した場合に、活動実績に応じた報償金を支払います。

【報償金の対象】

①樹木管理 (中低木刈込) 低木の剪定や害虫駆除活動を実施された場合に、作業面積に応じた報償金を支払います。

【報償金】

剪定：50㎡未満3,000円～
害虫駆除：50㎡未満2,000円～

②除草管理 (機械除草等) 公園の芝生などの芝刈りや草刈りを機械などで実施した場合に、作業面積に応じた報償金を支払います。

1,000㎡未満30,000円～
※年間最低2回以上実施すること

③便所清掃 便所の清掃を実施した場合に、清掃回数に応じた報償金を支払います。

週1回実施：50,000円
週2回以上実施：100,000円
※年間交付限度額

【連絡先】 詳細は各区役所維持管理課（博多区・中央区・西区は管理調整課）へお問い合わせください。（※連絡先P50参照）

福岡市路上違反広告物追放登録員制度

◎都市景観の保持と向上を図るため、違反広告物の除去を行うボランティア団体を認定し、その活動員を「路上違反広告物追放登録員」として登録することにより、除去に関する法的な権限を委任します。

【対象】

市内に居住し又は勤務、通学している18歳以上かつ2人以上で組織された団体（自治会・町内会や各種団体等）



【連絡先】 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室 Tel:092-711-4395 FAX:092-733-5590

福岡市放置自転車対策協力員制度

◎自転車放置防止活動の推進を希望する団体（地元自治会、企業・団体、ボランティア団体等）を自転車放置防止推進団体及び協力員として認定し、自転車利用者に対する自転車放置防止の呼びかけを行っています。

【対象】 自転車利用に対する啓発活動等を推進することが適当と認められる団体

【連絡先】 詳細は、東区・南区・城南区＝維持管理課、博多区・中央区・西区＝管理調整課、早良区＝生活環境課へお問い合わせください。（※連絡先P50参照）

町内会活動支援事業補助金

◎自治会・町内会が主体的に行う地域の活性化や課題解決のための活動を支援します。

【補助対象事業】

補助対象団体が実施する事業のうち、住民に周知して実施する下記の事業

- (1) 活動や運営についての情報を発信する事業
- (2) 地域防災力の向上に資する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに資する事業
- (4) 未加入者への加入促進に資する事業
- (5) 住民同士の交流促進に資する事業
- (6) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

【補助対象団体】

福岡市内にある以下のいずれかに該当する団体

- ①自治会・町内会 ②認可地縁団体

【補助金額】

補助対象経費の1/2以内又は4/5以内
(上限：5万円又は10万円)

※1団体の場合

【連絡先】 詳細は各区役所地域支援課へお問い合わせください。(※下記連絡先一覧参照)

共創による地域づくりアドバイザー派遣制度

◎自治会・町内会や自治協議会などが行う地域活動について、課題解決やフォローアップのための経験・技能・知識等を活かしたアドバイスができる専門家を派遣する制度です。

【派遣先団体】 福岡市内の自治会・町内会、自治協議会、自治連合会

【派遣内容】 自治会等の組織運営や地域課題のための研修やワークショップ

【費用】 アドバイザーに支払う謝礼金は福岡市が負担します。(会場や機材レンタルなどその他の諸経費は利用者の負担になります)

【連絡先】 詳細は各区役所地域支援課へお問い合わせください。(※下記連絡先一覧参照)

ふくおか共創パートナー企業

◎自治協議会や自治会・町内会などが行う地域づくりや絆づくりに関する活動の支援など、自らが地域づくりにつながる活動を行っている企業や商店街などの事業者を登録し、市民へ情報発信します。

【対象事業者】 福岡市内を拠点に事業を営んでおり、地域活動に貢献する活動を福岡市内で行っている、又は、今後活動を行っていく意欲がある事業者(複数事業者連合体や個人事業者などを含む)で、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 地域活動への従業員の派遣
- (2) 地域活動への場所の提供
- (3) 地域における交流イベントや見守り事業等の実施
- (4) 地域役員を担う従業員への手当や有給休暇等の制度の創設
- (5) 地域団体と災害時の協力体制などの協定書や覚書などの締結
- (6) その他のコミュニティ活動の支援(金銭のみの協力は除く)
- (7) 1年以内に、(1)～(6)のいずれかに取り組む計画がある。

【連絡先】 福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課 Tel:092-711-4286 FAX:092-733-5595

■区役所連絡先一覧 各制度に関する区役所の連絡先は以下の通りです。

東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
地域整備課 Tel 092-645-1051 Fax 092-632-8999	地域整備課 092-419-1057 092-441-5603	地域整備課 092-718-1072 092-718-1079	地域整備課 092-559-5082 092-559-5096	地域整備課 092-833-4073 092-822-4095	地域整備課 092-833-4333 092-851-2952	土木第1課 092-895-7047 092-882-2137 土木第2課 092-806-0411 092-807-3080
維持管理課 Tel 092-645-1056 Fax 092-632-8999	管理調整課 092-419-1061 092-441-5603	管理調整課 092-718-1081 092-718-1079	維持管理課 092-559-5091 092-559-5096	維持管理課 092-833-4077 092-822-4095	維持管理課 092-833-4336 092-841-6687 生活環境課 092-833-4340 092-841-6687	管理調整課 092-895-7042 092-882-6135
地域支援課 Tel 092-645-1041 Fax 092-645-1042	地域支援課 092-419-1047 092-434-0053	地域支援課 092-718-1060 092-714-2141	地域支援課 092-559-5076 092-562-3824	地域支援課 092-833-4061 092-822-2142	地域支援課 092-833-4416 092-851-2680	地域支援課 092-895-7035 092-882-2137

⑨公共空間の利活用

まちの賑わいや魅力づくりの活動の場所として、公開空地等を活用できます。

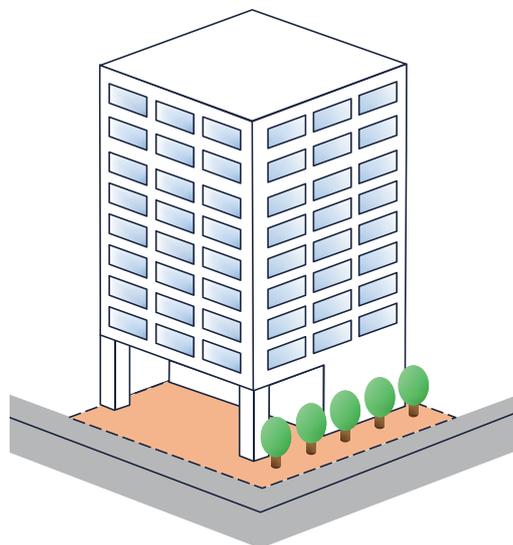
公開空地等の活用

◎公開空地等とは総合設計制度*や地区計画（P35）により、良好な都市環境の維持・形成を図るため民有地に設けられた空地であり、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用できる空地のことをいいます。

◎担当部署へ届け出ることにより、公開空地等を活用することができます。詳細は担当部署にご相談下さい。

※総合設計制度

一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制限及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図ることを目的とした制度です。
(空地内の見えやすい場所に、公開空地であることを標示しています)



■まちの賑わいや魅力づくりのために活用するには？

地域まちづくり協議会が作成する「公開空地等活用計画」を市に登録することで以下のことが可能になります。

- ・公益性のあるイベントに付随する物販やサービスの提供
- ・日常的なオープンカフェ（テラス営業等）
- ・物販店舗（キッチンカー、テイクアウト等）
- ・ワークショップ、文化活動等
- ・モビリティポート等交通環境の向上に寄与するもの
- ・その他、まちづくりに資するもの

推進要綱
第9条
(P57～)

公開空地等活用計画とは？

地域まちづくり協議会が、公開空地等を活用したまちの賑わい創出や魅力づくりを推進するために、公開空地等の活用の目標、方針その他必要な事項を定めた計画です。

公益性のあるイベントとは？

①官公庁、公益法人その他の公益性のある団体*等が実施する地域振興、産業振興、観光振興等を目的としたイベントであり、広く一般に開放し、特定の施設の販売促進等を目的としないもの。

※公益性のある団体 地域まちづくり協議会、官公庁・公益法人、市が協賛・後援するイベント主催者、観光・産業振興等公益目的事業を主として実施する者

②一般の企業が地域振興、産業振興、観光振興等を目的としたイベントにおいて、付随する物販・サービス等を単独企業が実施する場合は、地域まちづくり協議会や官公庁等の後援を受けたもの。

参考

福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱

P66

■公開空地等活用計画の登録と活用までの流れ

公開空地等活用に向けた準備段階

STEP 1 事前準備

- 【施設管理者等との協議】 活用範囲・内容の確認、同意の取得
- 【行政との事前協議】 活用範囲・内容の確認

STEP 2 地域まちづくり協議会の登録 (P21と同様)

STEP 3 公開空地等活用計画の登録

- 【登録の要件】
 - ・公開空地等の活用がまちの賑わい創出等に資するもの
 - ・活用対象範囲を明示し、空地本来の目的を阻害しないこと
 - ・安全対策が講じられていること
 - ・公開空地等の施設管理者等の同意

- 【必要書類】
 - ・公開空地等の活用内容を示した運営計画書

公開空地等活用計画の目的及び活用の方針／イベントの選定基準／
活用目的・面積等／まちづくり活動への協力／
安全対策（イベント開催等にかかる各種届け出等）／活用予定表

- ・施設管理者等からの同意書 等

公開空地等活用段階

STEP 4 年度ごとの実施計画書の提出 ※年1回提出

- 【計画の内容】
 - ・公開空地等の活用（日常利用の場合は、活用範囲の配置図添付）
 - ・まちづくり活動への協力の内容

STEP 5 年度ごとの活動報告書の提出・公表 ※年1回提出

- 【報告書の内容】
 - ・公開空地等の活用実績
 - ・まちづくり活動への協力の実績

【連絡先】 公開空地等活用計画の登録

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課 TEL:092-711-4430 FAX:092-733-5590

■ 総合設計制度による空地を活用

住宅都市局建築指導部建築指導課
TEL:092-711-4575 FAX:092-733-5584

■ 地区計画による空地を活用

住宅都市局都市計画部都市計画課
TEL:092-711-4388 FAX:092-733-5590

公開空地等の活用事例

公開空地等を活用して、マルシェやフリーマーケット等イベントを行うことにより、まちの賑わい創出や魅力づくりに取り組まれている事例を紹介します。

We Love 天神協議会

- | | | | |
|--------|--|----------|--|
| * 設立年月 | 平成 18 年 4 月 設立 | * 活動エリア | 天神地区 |
| * 設立目的 | 安全安心で快適な環境の形成、地区の価値・集客力の向上、地方経済の活性化、及び生活文化の創造などを目的として“まちづくり”を推進。 | * 構成メンバー | 民間企業、大学、NPO等 |
| | | * 活動内容 | にぎわい創出・回遊性向上活動
おもてなし充実活動（美化・防災活動）
天神交通戦略施策の実施・推進 |



マルシェの実施



公開空地と道路を活用したイベントの実施

博多まちづくり推進協議会

- | | | | |
|--------|---|----------|-------------------------------|
| * 設立年月 | 平成 20 年 4 月 設立 | * 活動エリア | 博多駅を中心に東西 1.5km、南北約 1 km のエリア |
| * 設立目的 | 「博多まちづくりガイドライン」（平成 21 年 12 月策定）に示す将来像「駅からまちへ、まちから駅へ、歩いて楽しいまち」の実現を目指す。 | * 構成メンバー | 民間企業、学校、自治協議会等 |
| | | * 活動内容 | 歩いて楽しいまちづくり、美しく安心なまちづくり |



フリーマーケットの実施



音楽イベントの開催やテラス席の設置

⑨公共空間の活用

まちの賑わいや魅力づくりの活動の場所として、公園や道路を活用できます。

公園の活用

公園は、子どもが遊具で遊んだり、散歩や散策をしたりできる憩いの場ですが、イベント、運動会などの競技会、集会など特定の場所を独占して使用する場合など、次の許可申請により活用ができます。

■ 許可が必要な行為

- ・ 物品販売・飲食の提供・宣伝等を主とする催し又は興行を行うこと
- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること
- ・ 行商、募金、その他これらに類する行為をすること
- ・ 撮影会、映写会、スケッチ会、野外音楽会
- ・ 営利を目的としない奨励的物産の即売会 等



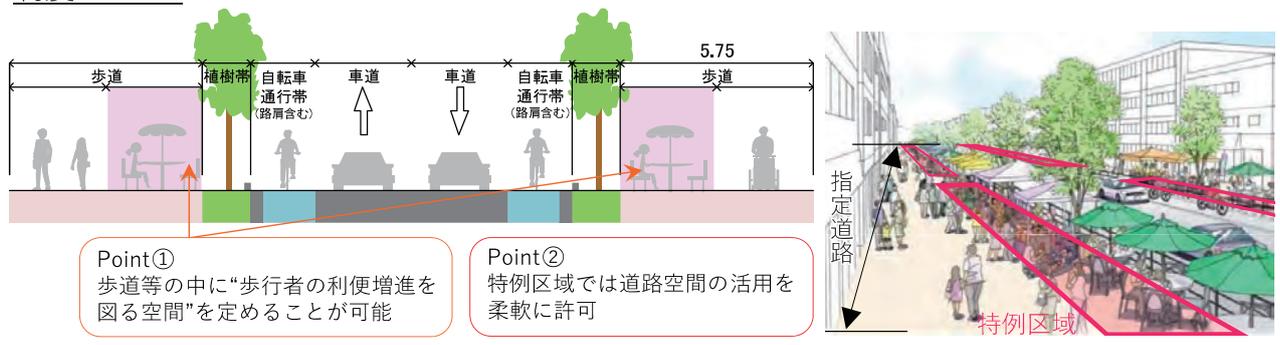
行為許可を受けるには、それぞれの都市公園を所管する窓口へ行為許可申請が必要です。事前に、下記問い合わせ先にご相談ください。

【連絡先】 各区役所維持管理課（博多区・中央区・西区は管理調整課）へお問い合わせください。（※連絡先P50参照）
※舞鶴公園や東平尾公園等の大規模な都市公園は、各公園管理事務所へご連絡ください。

道路の活用（ほこみち制度）

ほこみちとは、賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint



■ 地域への貢献活動

道路空間（公共空間）の活用による賑わいづくりを行うとともに、道路維持管理へのご協力をお願いします。

地域への貢献活動事例

- ・ 定期的な清掃や周辺のパトロール
- ・ オープンカフェ等の休憩空間を店舗利用者に限定せず、誰もが利用できるよう、一般開放席を設ける

■ 事業者（占用主体）

沿道住民との協議等により理解が得られている団体（地域まちづくり協議会や商店街組合等）

■ 道路の活用（占用物件）

- < 常時 > オープンカフェセット（テーブル・椅子）等の設置が可能
- < イベント時 > キッチンカーや露店などの調理が伴う施設や、販売施設の設置が可能

※占用料は、国通知に基づき、条例に定めた金額の90%減免し徴収。

【連絡先】 福岡市道路下水道局計画部道路利活用推進課

Tel:092-711-4519

Fax:092-733-5533

参考：福岡市地域まちづくり推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の特性に応じた地域住民等や地域事業者による主体的なまちづくり活動の推進に関して必要な事項を定めることにより、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり 安全・安心で快適な魅力あるまちを実現するために行う、市街地の形成及び居住環境の維持又は改善に取り組む活動をいう。
- (2) 地域住民等 地域まちづくりが行われている地域の住民及び土地の所有権又は借地権を有する者をいう。
- (3) 地域事業者 地域まちづくりが行われている地域で事業を行っている者
- (4) まちづくりグループ 地域まちづくりの推進に関心を持ち、これから活動に取り組もうとする人の集まりをいう。
- (5) 地域まちづくり協議会 地域まちづくりを推進することを目的とする地域住民等や地域事業者からなる組織として、市に登録されたものをいう。
- (6) 地域まちづくり計画 地域まちづくりを推進するために地域まちづくり協議会が策定する地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めた計画として、市に登録されたものをいう。
- (7) 公開空地等 福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱(以下「賑わいづくり推進要綱」という。)第2条第1項各号に規定する公開空地等をいう。
- (8) 公開空地等活用計画 公開空地等を活用したまちの賑わいや魅力づくりを推進するために、地域まちづくり協議会が策定する公開空地等の活用の目標、方針その他必要な事項を定めた計画として、市に登録されたもの。

(地域住民等及び市の役割)

第3条 地域住民等や地域事業者は、地域まちづくりの主体として、相互に協力し、創意工夫して、地域まちづくりを推進する。

2 市は、地域まちづくりに関する情報収集を行うとともに、地域住民等や地域事業者に対して地域まちづくりに関する情報を提供し、その活動を支援する。

(まちづくりグループへの支援)

第4条 市長は、まちづくりグループから要請があった場合であって必要と認めるときは、福岡市地域まちづくり支援制度要綱(以下「支援制度要綱」という。)の定めるところにより、まちづくりアドバイザーの派遣を行うことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項の支援を受けていないまちづくりグループに限るものとする。

(地域まちづくり協議会)

第5条 地域まちづくりを推進することを目的とする地域住民等や地域事業者からなる組織は、次の各号のいずれにも該当する場合は、地域まちづくり協議会として、市長に登録を申請することができる。

- (1) 組織の構成員は、原則として地域住民等若しくは地域事業者であること。
 - (2) 地域まちづくりを推進しようとする区域が、一体的なまちづくりの検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。
 - (3) 地域まちづくりを推進しようとする地域を代表する組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。
 - (4) 地域住民等や地域事業者に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域のまちづくりを推進しようとするもの。
- 2 市長は、前項の申請を受け、前項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、地域まちづくり推進要綱取扱要領(以下「取扱要領」という。)の定めるところにより、地域まちづくり協議会として登録し、同協議会の概要を公表するものとする。
- 3 市長は、地域住民等を中心に組織された地域まちづくり協議会から要請があった場合は、支援制度要綱の定めるところにより、活動費の助成及び技術的援助のためのコンサルタントの派遣を行うことができる。
- 4 地域まちづくり協議会は、特定のものに利害を及ぼすことなく、当該地域における地域まちづくりの推進に努めるものとする。
- 5 地域まちづくり協議会の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、登録期間満了後も引き続き、第1項の地域まちづくり協議会の登録の延長をしようとするとき、又は、地域まちづくり協議会の登録期間中に取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長又は取消し手続きを行うものとする。

(地域まちづくり計画)

- 第6条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくりの推進を目的として地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めた計画を策定し、次の各号のいずれにも該当する場合は、地域まちづくり計画の案として、市長に登録を申請することができる。
- (1) 地域住民等へ周知され、意見を聴きながら作成されていること。
 - (2) 福岡市都市計画マスタープラン及びその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していること。
 - (3) 特定のものに利害を及ぼすことが目的となっていないこと。
 - (4) 地域まちづくり計画の対象となる区域に一団の大規模な土地がある場合は、当該計画の内容について、当該土地の所有者の理解及び支持が得られること。
- 2 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画の案の策定に当たり、当該計画の対象となる地域住民等に当該計画の策定に関する情報の公表及び周知を行い、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 市長は、地域まちづくり協議会が第1項の地域まちづくり計画の案を策定するに当たり、必要な指導、助言等を行うことができる。
- 4 地域まちづくり計画で定める事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 目標
 - (2) 現状及び課題
 - (3) 土地利用等に関する基本的な方針
 - (4) 活動計画
- 5 地域まちづくり計画には、前項に定める事項に併せて、次の各号に掲げる事項も定めることができる。
- (1) 地域の活性化に関すること。
 - (2) その他地域の課題解決に関すること。
- 6 市長は、第1項の申請を受け、同項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、取扱要領の定めるところにより、地域まちづくり計画として登録し、当該計画の概要を公表するものとする。
- 7 地域住民等及び地域事業者は、地域まちづくり計画の対象となっている区域において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為その他取扱要領で定める行為(以下「建築等行為」という。)を行うときは、当該地域まちづくり計画との整合及び周辺環境との調和に配慮するものとする。
- 8 地域まちづくり計画の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、地域まちづくり協議会が登録期間満了後も引き続き第1項の地域まちづくり計画の登録の延長をしようとするとき、又は、地域まちづくり計画の登録期間中に取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長又は取消し手続きを行うものとする。

(特定まちづくりルール)

- 第7条 地域まちづくり協議会は、前条第4項及び第5項に定める事項のほか、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、地域まちづくりを推進するために特に必要な建築等行為に係るルール(以下「特定まちづくりルール」という。)を前条第1項に規定する地域まちづくり計画の案に定めることができる。
- (1) 特定まちづくりルールの内容が地域まちづくり計画の内容に沿って適切であること。
 - (2) 特定まちづくりルールを運用する体制が明確であること。
 - (3) 特定まちづくりルールに係る建築等行為(次条第1項の規定により地域まちづくり協議会に協議しなければならないものをいい、以下「協議対象行為」という。)が明確であること。

(建築等行為の誘導)

- 第8条 前条第1項の登録に係る地域まちづくり計画の対象とする区域において、当該地域まちづくり計画に定められた協議対象行為を行おうとする者(以下「協議対象行為者」という。)は、当該協議対象行為について、取扱要領の定めるところにより、あらかじめ、当該地域まちづくり計画を定めた地域まちづくり協議会と協議するものとする。
- 2 協議対象行為者は、当該建築等行為に係る法令(条例及び規則を含む。)に基づく確認、認定、若しくは許可の申請をしようとする日又は、当該建築等行為に着手しようとする日のうち最も早い日の30日前まで(福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例(平成12年福岡市条例第59号)第10条に基づく標識設置を行う場合にあっては、同行為を行おうとする日の30日前まで)に、前項に規定する協議の結果及び協議対象行為の内容を取扱要領の定めるところにより市長に報告するものとする。

- 3 地域まちづくり協議会は、第1項に規定する協議を行った場合、その結果を取扱要領の定めるところにより、速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 市長は、第1項の協議に関して必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、指導、助言、要請を行うことができる。
- 5 市長は、第1項の協議の結果、協議対象行為が特定まちづくりルールと適合していない場合で必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、協議対象行為を特定まちづくりルールに配慮するよう要請することができる。
- 6 市長は、第4項及び前項の指導、助言、要請を行うときは、地域まちづくり協議会の意見を聴くものとする。

(公開空地等活用計画)

第9条 地域まちづくり協議会は、まちの賑わい創出や魅力づくりを推進することを目的とした公開空地等の活用に関する計画を策定し、次の各号のいずれにも該当する場合は、公開空地等活用計画として市長に登録を申請することができる。

- (1) 公開空地等の活用を通じて、まちの賑わい創出や魅力づくりに資するものであること。
 - (2) 対象となる公開空地等及び活用範囲が明確にされており、活用により空地本来の目的を阻害しないこと。また、安全対策が講じられていること。
 - (3) 申請者が活用する公開空地等の所有者又は管理者と申請者との間で、申請者が申請する活動について合意があること。
- 2 市長は、第1項の申請を受け、同項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、賑わいづくり推進要綱の定めるところにより、公開空地等活用計画として登録し、当該計画の概要を公表するものとする。
 - 3 公開空地等活用計画の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、地域まちづくり協議会が第1項の公開空地等活用計画の登録の延長をしようとするとき、又は、公開空地等活用計画の登録期間中に廃止若しくは取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長、廃止又は取消しの手続を行うものとする。

(活動実績)

第10条 地域まちづくり協議会は、取扱要領の定めるところにより、毎年3月31日までに、地域まちづくり協議会の活動状況について市長へ報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱の他の規定に関わらず、第4条に基づくまちづくりアドバイザーの派遣、第5条に基づく地域まちづくり協議会としての登録対象としないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人、その他団体でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、地域まちづくり協議会として登録された団体が前項各号のいずれかに該当したときは、第5条に基づく地域まちづくり協議会の登録及び、同条3項に基づく活動費の助成及び技術的援助のためのコンサルタントの派遣の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、公開空地等活用計画に基づく公開空地等の活用が第2項各号のいずれかに該当する者の利益となる場合は、第9条に基づく公開空地等活用計画の登録対象としないこととする。
- 5 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、公開空地等活用計画に基づく公開空地等の活用が第2項各号のいずれかに該当する者の利益となると認められるときは、第5条に基づく地域まちづくり協議会の登録、第9条に基づく公開空地等活用計画の登録の決定を取り消すことができる。
- 6 市長は、本事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第4条に定めるまちづくりアドバイザーの派遣又は、第5条に定める登録申請をした者(以下「対象者」という。)に対し、対象者(法人、その他団体であるときは、その役員)、公開空地等活用計画に基づき公開空地等の活用を行う者(法人、その他団体であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、取扱要領で定める。

附 則

(既存のまちづくり協議会の特例)

要綱施行日以前に活動費の助成及びコンサルタントの派遣(以下「活動支援」という。)を受けているまちづくり協議会は、第5条の規定に関わらず、支援制度要綱により引き続き活動支援を受けることができる。

(施行期日)

この要綱は、平成 3年12月12日から施行する。

この要綱は、平成 6年 9月 1日から施行する。

この要綱は、平成10年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 5月 9日から施行する。

参考：福岡市地域まちづくり推進要綱 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市地域まちづくり推進要綱(以下「推進要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域まちづくり協議会の登録)

第2条 推進要綱第5条第1項の規定による地域まちづくり協議会の登録を受けようとする組織は、地域まちづくり協議会登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1) 活動計画書	活動の方針及びスケジュール等
(2) 活動実績書	組織の設立経緯、これまでの活動経過、活動による成果、関係団体との調整等の状況等
(3) 会則	名称・事務所(事務局)の所在地・代表者・構成員についての定め、会の目的の定め、役員その他の定め、意思決定方法の定め等
(4) 構成員名簿	氏名、住所及び構成員の属性 構成員の属性は次の事項を記載すること。 ア) 地域に居住する者、土地の所有権又は借地権を有する者の別 イ) 代表者、役員等の別及び役割
(5) 活動区域図	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、地域の境界を地形、地物等により明示していること。 ・地域まちづくりとしての合意形成が想定しうる区域設定をしており、原則として一の小学校区を超えて設定をしていないこと。 ・歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。 ・自治会や町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。 ・地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
(6) 活動内容の周知の状況を示す書類	地域まちづくり協議会設立を周知するために発行した広報誌等
(7) 自治協議会等からの賛意表明書	地域まちづくりを推進しようとする地域に存する自治協議会や地域まちづくりの目的に関係する主要な団体が賛意を表明したもの

3 市長は、第1項に規定する申請を受けた場合において、当該組織が推進要綱第5条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、地域まちづくり協議会として登録を行い、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

4 前項の通知(第3条第2項及び第4条第2項において準用する場合を含む。)は、地域まちづくり協議会登録等通知書(様式第2号)により行う。

5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地域まちづくり協議会登録簿(様式第3号)を作成する。

6 推進要綱第5条第2項に規定する公表は、福岡市ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 活動目的
- (4) 活動範囲
- (5) 登録年月日及び登録期間

(地域まちづくり協議会の登録の変更)

第3条 地域まちづくり協議会は、前条第1項に規定する申請又は同条第2項の添付書類に記載した事項に変更(次に掲げる変更(第3項において「軽微な変更」という。)を除く。)を生じたときは、速やかに、地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域まちづくり協議会の名称の変更
- (2) 地域まちづくり協議会の事務所の所在地の変更
- (3) 地域まちづくり協議会の代表者の変更
- (4) その他市長が認めるもの

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、地域まちづくり協議会の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証する書類」と読み替える。
- 3 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(地域まちづくり協議会の登録の延長)

第4条 推進要綱第5条第5項に規定する協議会の登録の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、協議会の登録期間の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。

(地域まちづくり協議会の登録の取消し)

第5条 推進要綱第5条第5項に規定する協議会の登録の取消しをしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項とは別に、第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項に規定する申請書及び必要書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、地域まちづくり協議会の登録を取消することができる。
- 3 市長は、第1項の届け出を受けた場合及び前項に規定する地域まちづくり協議会の登録の取消しを行う場合、地域まちづくり協議会登録等通知書(様式第2号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(地域まちづくり計画の登録)

第6条 推進要綱第6条第1項の規定による地域まちづくり計画の登録を受けようとする地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画登録申請書(様式第5号)及び地域まちづくり計画の案を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1) 地域まちづくり計画の案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来像、地域まちづくりの目標・方針、地域まちづくりの実現方法(地域まちづくり計画の実現に向けた活動計画及び推進体制等) ・特定まちづくりルールを定める場合は、協議対象行為を明確化すること。
(2) 地域まちづくり計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の境界を地形、地物等により明示していること。 ・地域まちづくりとしての合意形成が想定しうる区域設定をしており、第2条第2項の規定により添付した活動区域図に記載の区域を超えて設定をしていないこと。 ・歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。 ・自治会や町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。 ・地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
(3) 地域まちづくり計画の実現に係る活動計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の実現に向けた事業の実施に関する計画 ・地域まちづくり計画の実現に向けた推進体制に関する計画 ・地域まちづくり計画の実現に向けた活動の計画 ・特定まちづくりルールを定める場合は、運営体制(協議体制、協議窓口となるものの氏名及び連絡先など)
(4) 活動実績書	地域まちづくり計画の策定経緯、これまでの活動経過、活動による成果、関係団体との調整等の状況等
(5) 活動内容の周知の状況を示す書類	地域まちづくり計画を周知するためのニュースの発行、計画策定過程でのアンケートの配付、回収状況
(6) 地域まちづくり計画周知の際の意見	—
(7) 意見に対する対応方針	—

- 3 地域まちづくり協議会は、推進要綱第6条第2項に規定する周知を行う場合は、その内容及び方法について、市長と協議を行わなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する申請書の提出を受けた場合において、当該地域まちづくり計画の案が推進要綱第6条第1項各号及び特定まちづくりルールを定める場合にあっては推進要綱第7条第1項の各号のいずれにも該当すると認めるときは、地域まちづくり計画として登録し、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。
- 5 前項の通知（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくり計画登録等通知書（様式第6号）により行う。
- 6 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地域まちづくり計画登録簿（様式第7号）を作成する。
- 7 推進要綱第6条第6項に規定する公表は、福岡市ホームページ等に次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 地域まちづくり計画の概要
 - (4) 登録年月日及び登録期間
- 8 推進要綱第7条第1項に規定する特定まちづくりルールを定める場合は、前項に定める事項に併せて、福岡市ホームページ等に次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。
 - (1) 特定まちづくりルール及び協議対象行為
 - (2) 協議窓口となるものの氏名
 - (3) 協議窓口となるものの連絡先

(地域まちづくり計画の登録の変更)

- 第7条 地域まちづくり協議会は、前条第1項に規定する申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に変更（次に掲げる変更（第3項において「軽微な変更」という。）を除く。）を生じたときは、速やかに、地域まちづくり計画登録変更等（申請・届出）書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 地域まちづくり計画の名称の変更
 - (2) 現況図、現況データ等の変更
 - (3) その他市長が認めるもの
- 2 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、地域まちづくり計画の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた内容を証する書類」と読み替えるものとする。
 - 3 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、地域まちづくり計画登録変更等（申請・届出）書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(地域まちづくり計画の登録の延長)

- 第8条 推進要綱第6条第8項に規定する地域まちづくり計画の登録の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、地域まちづくり計画登録変更等（申請・届出）書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項、第4項及び第5項の規定は、地域まちづくり計画の登録の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。
 - 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第6条第4項による地域まちづくり計画の登録を行った日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を延長することができる。

(地域まちづくり計画の登録の取消し)

- 第9条 推進要綱第6条第8項に規定する地域まちづくり計画の登録の取消しをしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する取消しの届け出は、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくり計画登録変更等（申請・届出）書（様式第8号）により行う。
 - 3 市長は、前項とは別に、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項の内容に虚偽が判明した場合は、地域まちづくり計画の登録を取り消すことができる。
 - 4 市長は、第1項の届け出を受けた場合及び前項の規定による地域まちづくり計画の登録の取消しを行う場合は、地域まちづくり計画登録等通知書（様式第6号）を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(建築等行為)

- 第10条 推進要綱第6条第7項に定めるその他建築等行為は、次のとおりとする。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 2 条第 2 号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更
- (2) 工作物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)を除く。以下同じ。)の建設及び設置
- (3) 建築物又は工作物の外観の変更
- (4) 土地又は建築物の用途の変更
- (5) 木竹の植栽又は伐採
- (6) 屋外における物件のたい積
- (7) 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置

(協議対象行為者の協議)

第 1 1 条 推進要綱第 8 条第 1 項の規定による協議は、協議対象行為協議書(様式第 9 号)を第 6 条第 7 項に規定する地域まちづくり協議会の代表者に提出して行うものとする。

2 前項の協議対象行為協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図、立面図等
- (2) 建築等行為が特定まちづくりルールに適合していることを確認できる書類

3 推進要綱第 8 条第 2 項に定める報告は、協議対象行為協議結果報告書(様式第 1 0 号)により行うものとする。

(地域まちづくり協議会の協議)

第 1 2 条 推進要綱第 8 条第 3 項に定める報告は、協議結果報告書(様式第 1 1 号)により行うものとする。

(活動実績の報告)

第 1 3 条 推進要綱第 1 0 条に定める報告は、活動実績報告書(様式第 1 2 号)により行うものとする。

(公表)

第 1 4 条 市長は、第 2 条の地域まちづくり協議会の登録並びに第 3 条から第 5 条までの規定に係る地域まちづくり協議会の登録の変更、延長又は、取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

2 市長は、第 6 条の地域まちづくり計画の登録並びに第 7 条から第 9 条までの規定に係る地域まちづくり計画の登録の変更、延長又は、取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(委任)

第 1 5 条 この要領の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

参考：福岡市地域まちづくり支援制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域まちづくり推進要綱第4条及び第5条第3項の規定に基づき実施する支援制度について、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくりアドバイザー派遣)

第2条 市長は、次の各号のいずれも満たすまちづくりグループに対し、必要と認める場合は、予算の範囲内で、まちづくりアドバイザーを派遣することができる。

- (1)概ね10名以上の住民等で構成されるグループであること。
 - (2)まちづくり活動の対象地域が福岡市内であること。
 - (3)営利を目的とするグループでないこと。
 - (4)政治的又は宗教的な活動を目的とするグループでないこと。
- 2 まちづくりアドバイザーは、市と充分な連絡調整を図りながら、次の業務を行う。
- (1)まちづくりグループが行う地域まちづくりに関する助言及び指導
 - (2)まちづくりグループが行う地域まちづくりを促進するため市長が必要と認めた業務
- 3 まちづくりアドバイザーの派遣を受けようとするまちづくりグループは、まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式1-1)により、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合、速やかに内容を審査し、まちづくりアドバイザーの候補者について検討及び調整の上、派遣するか否かを決定し、派遣すると決定した場合は、申請を行ったグループに対し、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書(様式1-2)を送付し、派遣しないと決定した場合は、申請を行ったグループに対し、まちづくりアドバイザー非派遣通知書(様式1-3)を送付する。
- 5 市長は前項の規定により派遣を決定したときは、前もって派遣業務について調整を行ったまちづくりアドバイザーに対し、まちづくりアドバイザー業務依頼書(様式1-4)を送付し、まちづくりアドバイザーは派遣業務の内容を確認した上で、市長に対し、まちづくりアドバイザー業務承諾書(様式1-5)を提出する。
- 6 まちづくりアドバイザー及びその派遣を受けたまちづくりグループは、派遣終了後、速やかに活動報告書(まちづくりアドバイザーにおいては様式1-6、派遣を受けたまちづくりグループにおいては様式1-7)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、まちづくりアドバイザー及びその派遣を受けたグループから活動報告書が提出されたときは、内容を確認の上、まちづくりアドバイザーに対し報償費を支払うものとする。
- 8 前項に規定する報償費は、福岡市職員研修センターが定める講師謝礼基準を準用することとし、市長が特に定めた場合は、この限りでない。

(活動費の助成)

第3条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、必要と認める場合は、次の各号に該当する協議会の活動事業(以下「助成対象事業」という。)について予算の範囲内で助成することができる。

- (1)地域まちづくり協議会の体制づくりのための活動
 - (2)地域まちづくりに関する知識習得のための活動
 - (3)地域住民等への周知又は理解促進のための活動
 - (4)地域まちづくり計画策定のための活動
 - (5)事業化、地域のルールづくりに向けた合意形成のための活動
 - (6)その他市長が必要と認める活動
- 2 前項の活動に係る経費とは、次の各号に該当するものをいう。
- (1)事務運営費(通信、連絡、印刷、書籍購入等の必要経費)
 - (2)会議運営費(会議資料作成、コピー、その他会議開催に係る経費)
 - (3)調査費(先進事例の現地視察等の調査経費)
 - (4)広報費(活動内容、活動の方向性等を地域住民等に周知させるための広報誌発行経費)
- 3 助成金の額は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、単年度につき20万円を限度とし、その交付期間は3年間を限度とする。(初動期の活動費助成)
- 4 前項の規定に関わらず、第4条に基づくコンサルタントの派遣が決定した場合は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、コンサルタント派遣期間を限度として、助成期間を延長できるものとし、助成金の額は、単年度につき20万円を限度とする。(地域まちづくり計画策定期の活動費助成)

- 5 前項の規定に関わらず、コンサルタント派遣が終了し、地域まちづくり計画の実現化を図ろうとする場合は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、3年を限度として助成期間を延長できるものとし、助成金の額は単年度につき50万円を限度とする。(地域まちづくり計画実現期の活動費助成)
- 6 助成金交付の申請は、助成金交付申請書(様式2-1)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1)当該年度の事業計画書及び収支計画書
 - (2)地域まちづくり協議会の規約
 - (3)地域まちづくり協議会の役員等の名簿
 - (4)地域まちづくり協議会の活動区域
 - (5)その他市長が必要と認める書類
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金交付の適否及び助成内示金額について決定するものとする。
- 8 市長は、前項の決定をしたときは、その決定の内容及び不交付の場合にはその理由を通知書(様式2-2、様式2-3)により地域まちづくり協議会に通知するものとする。
- 9 助成金交付の決定を受けた地域まちづくり協議会は、次の各号に該当する場合には、遅滞なく変更申請書(様式2-4)に変更後の内容を記載した第6項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1)助成対象事業に要する予算の変更をしようとするとき。
 - (2)助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3)助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 10 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第7項及び第8項の規定を準用するものとする。
- 11 助成金交付決定の通知を受けた地域まちづくり協議会は、助成対象事業が当該年度内に完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 12 助成金交付の決定を受けた地域まちづくり協議会は、当該年度内に実績報告書(様式2-5)に次掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1)事業報告書
 - (2)収支報告書
 - (3)その他市長が必要と認める書類
- 13 市長は、前項に基づく実績の報告がなされたときは、これを審査し交付すべき助成金額を確定するものとする。
- 14 市長は、前項の審査した内容について、確定通知書(様式2-6)により、地域まちづくり協議会に通知するものとする。
- 15 助成金は、当該年度の地域まちづくり協議会活動の終了後に交付するものとする。但し、市長がその活動の終了前に交付することが適当であると認める場合には、この限りではない。
- 16 助成金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、交付請求書(様式2-7)を市長に提出しなければならない。
- 17 市長は、第15項但書により助成金の交付を受けた地域まちづくり協議会に対し、第7項により決定した助成内示金額と第13項により確定した助成金額との間に差額を生じた場合には、助成金の差額の返還を求めるものとする。
- 18 市長は、助成金の交付決定を受けた地域まちづくり協議会が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。
 - (1)偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2)助成金を第1項及び第2項以外の用途に使用したとき。
 - (3)その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 19 前項の規定は、第14項の確定通知書を通知した後においても同様とする。
- 20 市長は、第18項又は、前項の規定に基づき、交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消し通知書(様式2-8)により、地域まちづくり協議会に通知しなければならない。
- 21 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書(様式第2-9)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(コンサルタント派遣)

- 第4条 市長は、地域まちづくり協議会が、地域まちづくり計画の案を策定しようとする場合に、その要請により、コンサルタントの派遣を行うことができる。
- 2 コンサルタントが行う技術的援助は、地域まちづくり協議会が実施する次の各号に掲げる活動に関する指導、助言等とする。
 - (1)地域の現況調査
 - (2)地域まちづくり計画の案作成

- (3)地域住民等への説明
 - (4)活動記録の作成
 - (5)その他市長が必要と認める活動
- 3 コンサルタントの派遣期間は、3年間を限度とし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - 4 コンサルタントの派遣の要請は、要請書(様式3-1)に次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1)業務計画表
 - (2)スケジュール表
 - (3)その他市長が必要と認める図書
 - 5 市長は、前項の要請書等を受理した場合は、速やかにコンサルタントを派遣するか否かを決定し、派遣すると決定した場合は、要請を行った地域まちづくり協議会に対し、通知書(様式3-2)を送付する。
 - 6 コンサルタントの派遣に関し市が負担する費用は、原則として1協議会、1年度につき260万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

附則

(施行期間)

- この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

参考：福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市地域まちづくり推進要綱(以下「推進要綱」という。)第9条の規定に基づく「公開空地等活用計画」について、必要な事項を定めることにより、公開空地等を活用したまちの賑わいづくりを推進し、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公開空地等」の定義は、以下に定めるところによる。

公開空地等 次に掲げる区域又は敷地において日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間

- (1)都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域
- (2)建築基準法第59条の2第1項又は第86条第3項若しくは第4項の規定により、特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地
- (3)都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域
- (4)都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域
- (5)都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区の区域

(公開空地等活用計画の登録)

第3条 推進要綱第9条第1項の規定による公開空地等活用計画の登録を受けようとする地域まちづくり協議会は、公開空地等活用計画登録申請書(様式第1号)及び公開空地等活用計画の案を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1) 活用する公開空地等における登録の有効期間中の活用の内容を記した運営計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地等活用計画の目的及び活用の方針 ・公益性を有するイベントの選定基準 ・公開空地等の種類、活用面積、所在地、活用目的(行為) ・まちづくり活動への協力 ・安全対策(イベント開催等にかかる各種届け出等) ・活用予定表
(2) 活用する公開空地等を所有、又は管理する者が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書、管理業務委託契約書等
(3) 活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類(申請者が公開空地等を所有、又は管理する者でない場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地等の所有者又は管理者からの同意書
(4) 公開空地等活用計画の概要	

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、当該公開空地等活用計画の案が推進要綱第9条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、公開空地等活用計画として登録し、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

4 前項の通知(第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。)は、公開空地等活用計画登録等通知書(様式第2号)により行う。

5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに公開空地等活用計画登録簿(様式第3号)を作成する。

6 推進要綱第9条第2項に規定する公表は、福岡市ホームページ等に次に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1)団体名
- (2)代表者氏名
- (3)公開空地等活用計画の概要
- (4)登録年月日及び登録期間

(公開空地等の活用目的及び活用範囲)

第4条 公開空地等の活用目的は次に掲げるものとする。但し、活用にあたり市街地環境を害するおそれがあると判断されるものを除く。

- (1)公益性を有するイベント等に付随する物販又はサービス提供等
- (2)オープンカフェ(テラス営業等)

- (3)物販店舗(キッチンカー、テイクアウト等)
 - (4)ワークショップ、文化活動等
 - (5)モビリティポート等交通環境の向上に寄与するもの
 - (6)その他、まちづくりに資するもの
- 2 前項第2号から第6号に掲げる活用目的による公開空地等の活用範囲は、敷地内公開空地合計面積(地区計画で定める主要な公共施設又は地区施設は施設ごと)の50%以下とする。
 - 3 第1項に掲げる活用目的による公開空地等の活用範囲について、空地の本来の機能が阻害される場合や市街地環境を害するおそれがあると判断される範囲は含めないものとする。

(公開空地等の活用範囲の特例)

第5条 公開空地等の活用範囲について、原則として歩行者の通行の用に供する範囲を除く。但し、公開空地等の活用目的及び規模等を勘案し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、歩行者の通行の用に供する範囲の一部又は全てを活用することができる。

- (1)歩行者の通行の用に供する範囲と前面道路の歩道又は自転車歩行者道内の自転車通行部分の指定範囲を除く部分を合わせ有効幅員3.5m以上(歩道部分が自転車歩行者道であり通行部分の指定が無い場合は5.5m以上)の歩行者空間を確保している場合
- (2)前面道路が道路法第48条の20第1項の規定により指定された歩行者利便増進道路等、歩行者の安全かつ円滑な通行が確保されている場合
- (3)その他市長が認めるもの

(公開空地等活用計画の登録の変更)

第6条 地域まちづくり協議会は、第3条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に変更(次に掲げるもの(第3項において「軽微な変更」という。)を除く。)を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1)公開空地等活用計画の名称の変更
 - (2)現況図、現況データ等の変更
 - (3)その他市長が認めるもの
- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた内容を証する書類」と読み替えるものとする。
 - 3 地域まちづくり協議会は、第3条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(公開空地等活用計画の登録期間の延長)

第7条 推進要綱第9条第3項に規定する公開空地等活用計画の登録期間の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第3条第3項による公開空地等活用計画の登録を行った日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を延長することができる。

(公開空地等活用計画の登録の廃止及び取消し)

第8条 推進要綱第9条第3項に基づき登録の廃止をしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、公開空地等を所有、又は管理する者へその意向を確認した上で、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、第3条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の内容に虚偽が判明した場合は、公開空地等活用計画の登録を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項の届出を受けた場合及び前項の規定による公開空地等活用計画の登録の取消しを行う場合は、公開空地等活用計画登録等通知書(様式第2号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(まちづくり活動への協力)

第9条 地域まちづくり協議会は、まちの賑わい創出や魅力づくりを推進し、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりを行うため、第10条に規定する実施計画に記載する事業の事業者に対し、地域まちづくり協議会が取り組むまちづくり活動への参加を求めることや、事業者から当該事業の収益の一部をまちづくり協力金として受け取り、自らが行うまちづくり活動に係る経費に充てることことができる。

(実施計画)

第10条 地域まちづくり協議会は、第3条第3項の登録を受けた時は速やかに、公開空地等活用計画を踏まえ、当該年度の実施計画を市長へ提出し、以降毎年3月31日までに次年度の実施計画を市長へ提出しなければならない。

2 前項に掲げる実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 要綱に基づく公開空地等の活用の予定(第4条第1項第2号から第6号に規定する活用目的に該当する場合は、公開空地等の活用範囲を示す配置図を添付すること)

(2) 前条に規定するまちづくり活動への協力の内容

(3) まちづくり協力金を受け取る場合は、受領予定額及びその活用の予定

3 前項に規定する事項が定まっていない公開空地等については、活用予定である旨を記載すること。

(実施計画の変更)

第11条 前条に規定する実施計画に変更が生じた場合は、速やかに市長へ提出しなければならない。但し、軽微な変更は除く。

2 前条第3項の規定による公開空地等については、活用を開始する10日前までに、前条第2項に規定する内容を市長に提出しなければならない。

3 市長は、地域まちづくり協議会に対し、前条に規定する実施計画の内容について、協議の上、変更を求めることができる。地域まちづくり協議会は、協議の結果をもって、実施計画の変更に努めなければならない。

(公開空地等活用の是正及び中止)

第12条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、公開空地等の活用により、市街地環境を害していると判断される場合等においては、活用の是正又は中止を求めることができる。この場合、地域まちづくり協議会は直ちに是正又は中止しなければならない。

(活動実績)

第13条 地域まちづくり協議会は、第10条に規定する実施計画に基づく前年度の活動実績を速やかに市長へ報告するとともに、公表するものとする。

2 前項に定める報告は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第10条に規定する実施計画に基づく公開空地等ごとの活用の実績

(2) 第9条に規定するまちづくり活動への協力の実績

(3) まちづくり協力金を受け取った場合は、受領額及びその活用の実績

(効果検証への協力)

第14条 地域まちづくり協議会は、市長が求める場合は、公開空地等の活用によるまちづくりへの効果検証に協力しなければならない。なお、その内容については、協議の上、決定するものとする。

(公表)

第15条 市長は、第3条の公開空地等活用計画の登録又は第6条から第8条までの規定による公開空地等活用計画の登録の変更、延長、廃止若しくは取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(施行期間)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 5月 9日から施行する。

参考：各種様式

様式第1号（推進要綱取扱要領第2条第1項関係）

様式第1号(推進要綱取扱要領第2条第1項関係)

地域まちづくり協議会登録申請書

年 月 日

(申出先)
福岡市長

組織名
代表者住所
申請者 代表者氏名
代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱第5条第1項の規定により、地域まちづくり協議会として登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

地域まちづくり協議会	所在地	
	目的	
	活動対象地域	

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
(1) 活動計画書
(2) 活動実績書
(3) 会則
(4) 構成員名簿
(5) 活動対象地域図
(6) 活動内容の周知の状況を示す書類
(7) 自治協議会等賛意表明書
3 この申請に基づき、地域まちづくり協議会として登録した場合は、団体名、代表者氏名、活動の目的、活動範囲、登録年月日及び登録期間を公表します。代表者氏名を公表することにつきまして、以下の署名をお願いします。

地域まちづくり協議会の代表者として、福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前

様式第2号（推進要綱取扱要領第2条第4項関係）

(A4)

様式第2号(推進要綱取扱要領第2条第4項関係)

地域まちづくり協議会登録等通知書

年 月 日

地域まちづくり協議会名
代表者名 様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領第2条～第5条の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

- 通知の内容
登録
登録の変更
登録の軽微な変更
登録の延長
登録の取消し
- 申請又は届出等年月日 年 月 日
- 地域まちづくり協議会の名称及び所在地
- 登録番号 第 号
- 登録年月日 年 月 日
- 登録の期間 年 月 日まで

備考

様式第3号（推進要綱取扱要領第2条第5項関係）

様式第3号(推進要綱取扱要領第2条第5項関係)

地域まちづくり協議会登録簿

協議会登録番号		登録名称	
事務所		組織の設立年月日	
登録年月日		登録期間	
代表者氏名		連絡先	TEL: FAX: E-mail:
活動の目的			
活動状況	初動期 ・ 計画策定期 ・ 実現期 ・ その他		
活動区域			
活動区域図			

様式第4号（推進要綱取扱要領第3条第1項関係）

様式第4号(推進要綱取扱要領第3条第1項関係)

地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書

年 月 日

(申請・届出先)
福岡市長

地域まちづくり協議会の名称
代表者住所
申請者 代表者氏名
代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱第5条第2項に規定に基づき登録を受けた地域まちづくり協議会について、登録の(変更・軽微な変更・延長・取消し)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて(申請・届出)します。

変更等の理由			
(変更前)		(変更後)	

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 変更等の理由を簡潔に記載してください。
3 登録の申請時に添付した書類の中で、変更が生じたものについては、変更前後の内容が分かるように記入していただくとともに、該当書類を添付してください。
4 取消しの場合は、地域住民等への周知状況及びその意向を確認したことが分かる書類を添付してください。
5 この申請に基づき、地域まちづくり協議会としての登録の変更等をした場合は、その旨を公表します。代表者氏名が変更になった場合は、氏名を公表することについて署名をお願いします。

地域まちづくり協議会の代表者として福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前

様式第5号（推進要綱取扱要領第6条第1項関係）

様式第5号(推進要綱取扱要領第6条第1項関係)

地域まちづくり計画登録申請書

年 月 日

(申出先)
福岡市長

地域まちづくり協議会の名称
代表者住所
申請者 代表者氏名
代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱第6条第1項の規定により、地域まちづくり計画として登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

地域まちづくり計画	名称	
	策定目的	
	対象地域	

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
(1) 地域まちづくり計画の案
(2) 地域まちづくり計画の区域
(3) 地域まちづくり計画の実現に係る活動計画書
(4) 活動実績書
(5) 活動内容の周知の状況を示す書類
(6) 地域まちづくり計画周知の際の意見
(8) 意見に対する対応方針
3 この申請に基づき、地域まちづくり計画として登録した場合は、団体名、代表者氏名、地域まちづくり計画の概要、特定まちづくりルール及び協議対象行為、登録年月日及び登録期間を公表します。氏名及び連絡先（特定まちづくりルールを定める場合は、協議窓口となる方の名前、連絡先）を公表することにつきまして、以下の署名をお願いします。

地域まちづくり協議会の代表者として、福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前
(福岡市地域まちづくり推進要綱第7条に規定する特定まちづくりルールを定める場合)
特定まちづくりルールの協議窓口として福岡市ホームページに氏名及び連絡先を公表することに同意します。

名前 連絡先

様式第6号（推進要綱取扱要領第6条第5項関係）

様式第6号（推進要綱取扱要領第6条第5項関係）

地域まちづくり計画登録等通知書

年 月 日

地域まちづくり協議会名
代表者名 様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領第6条～第9条の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

- 通知の内容
登録
登録の変更
登録の軽微な変更
登録の延長
登録の取消し
- 申請又は届出等年月日 年 月 日
- 地域まちづくり協議会の名称及び所在地
- 登録番号 第 号
- 登録年月日 年 月 日
- 登録の期間 年 月 日まで

(備考)

様式第7号（推進要綱取扱要領第6条第6項関係）

様式第7号（推進要綱取扱要領第6条第6項関係）

地域まちづくり計画登録簿

計画登録番号	計画の名称		
協議会名	協議会登録番号		
計画登録年月日	計画登録期間		
代表者氏名	連絡先	TEL :	
		FAX :	
		Ema i l :	
計画の概要			
特定まちづくりルールの有無 有 ・ 無			
特定まちづくり ルールの内容			
協議対象行為			
協議窓口となる 人の氏名	協議窓口となる人 の連絡先		
計画区域	計画区域図		

様式第8号（推進要綱取扱要領第7条第1項関係）

様式第8号(推進要綱取扱要領第7条第1項関係)

地域まちづくり計画登録変更等（申請・届出）書

年 月 日

(申請・届出先)
福岡市長

地域まちづくり協議会の名称
申出者 代表者住所
代表者氏名
代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱第6条第6項の規定に基づき登録を受けた地域まちづくり計画について、登録の（変更・軽微な変更・延長・取消し）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて（申請・届出）します。

変更等の理由	
(変更前)	(変更後)

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 変更等の理由を簡潔に記載してください。
3 登録の申請時に添付した書類の中で、変更が生じたものについては、変更前後の内容が分かるように記入していただくとともに、該当書類を添付してください。
4 取消しの場合は、地域住民等への周知状況及びその意向を確認したことが分かる書類を添付してください。
5 この申請に基づき、地域まちづくり計画の登録の変更等をした場合は、その旨を公表します。
また、代表者氏名、協議窓口となる方の氏名、連絡先が変更になった場合は、氏名及び連絡先を公表することについて署名をお願いします。

地域まちづくり協議会の代表者として、福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前
(福岡市地域まちづくり推進要綱第7条に規定する特定まちづくりルールを定める場合)
特定まちづくりルールの協議窓口として福岡市ホームページに氏名及び連絡先を公表することに同意します。

名前 連絡先

様式第 9 号 (推進要綱取扱要領第 1 1 条第 1 項関係)

様式第 9 号 (推進要綱取扱要領第 1 1 条第 1 項関係)

協議対象行為協議書

年 月 日

福岡市長

地域まちづくり協議会名

代表者名 様

事業者名

事業者住所・氏名	住所			
	氏名		連絡先	
設計者住所・氏名	住所			
	氏名		連絡先	
地域まちづくり協議会の名称				
地域まちづくり計画の名称				
特定まちづくりルール				
協議対象行為				
建築計画の概要				
特定まちづくりルールに対する配慮事項				
備 考				

※特定まちづくりルール及び協議対象行為は、地域まちづくり計画に記載されている内容をご記入下さい。
 ※建築計画の概要は、建物や工作物などの規模や事業スケジュールなどをご記入下さい。
 ※位置図、配置図、平面図、立面図を添付して下さい。

様式第 1 0 号 (推進要綱取扱要領第 1 1 条第 3 項関係)

様式第 1 0 号 (推進要綱取扱要領第 1 1 条第 3 項関係)

協議対象行為協議結果報告書

年 月 日

福岡市長

事業者名

事業者住所・氏名	住所				
	氏名		連絡先		
設計者住所・氏名	住所				
	氏名		連絡先		
地域まちづくり協議会の名称					
地域まちづくり計画の名称					
特定まちづくりルール					
協議対象行為					
建築計画の概要					
特定まちづくりルールに対する配慮事項					
協議結果	協議日時		応対者		
	特定まちづくりルール適合の有無		適合 ・ 不適合		
	協議会の意見				
	協議会の意見を踏まえた対応				

※特定まちづくりルール及び協議対象行為は、地域まちづくり計画に記載されている内容をご記入下さい。
 ※建築計画の概要は、建物や工作物などの規模や事業スケジュールなどをご記入下さい。
 ※位置図、配置図、平面図、立面図を添付して下さい。

様式第 1 1 号 (推進要綱取扱要領第 1 2 条関係)

様式第 1 1 号 (推進要綱取扱要領第 1 2 条関係)

協議結果報告書

年 月 日

福岡市長

地域まちづくり協議会名

代表者名

地域まちづくり協議会の名称					
地域まちづくり計画の名称					
事業者住所・氏名	住所				
	氏名		連絡先		
設計者住所・氏名	住所				
	氏名		連絡先		
特定まちづくりルール					
協議対象行為					
協議結果	協議日時		応対者		
	特定まちづくりルール適合の有無		適合 ・ 不適合		
	協議会の意見				
	協議会の意見を踏まえた事業者の対応				

※特定まちづくりルール及び協議対象行為は、地域まちづくり計画に記載されている内容をご記入下さい。

様式第 1 2 号 (推進要綱取扱要領第 1 3 条関係)

様式第 1 2 号 (推進要綱取扱要領第 1 3 条関係)

地域まちづくり協議会活動実績報告書

年 月 日

福岡市長

地域まちづくり協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 登録番号
- 2 活動期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 主な活動内容

※活動内容がわかる書類を添付してください。

様式第 1 - 1 号 (支援制度要綱第 2 条第 3 項関係)

様式 1-1 (支援制度要綱第 2 条第 3 項関係)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

代表者住所
氏名

まちづくりアドバイザー派遣申請書

福岡市地域まちづくり推進要綱第 4 条第 1 項の規定に基づくまちづくりアドバイザーの派遣を受けたいので、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

理 由	《派遣を希望される理由等について、具体的にお書き下さい。》
派遣希望日時	年 月 日 () 時～ 時
出席予定数	人
派遣場所	※会場は申し込まれるグループで手配をお願いします。
連絡先	(住所) (担当者名) (電話番号) (e-mail)

※ お申し込みいただいた内容やアドバイザーの都合等によっては、派遣ができない場合もあります。あらかじめ御了承ください。

様式第 1 - 2 号 (支援制度要綱第 2 条第 4 項関係)

様式 1-2 (支援制度要綱第 2 条第 4 項関係)

住 地 第 号
年 月 日

様

福 岡 市 長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日に申請のありました貴まちづくりグループに対するまちづくりアドバイザーの派遣について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第 2 条第 4 項の規定によりまちづくりアドバイザーを派遣しますので、通知します。

派遣予定アドバイザー	(氏名)	(会社・団体名及び役職)
内 容		
日 時	年 月 日 () : ~ :	
派遣場所		
備 考		

様式第 1 - 3 号 (支援制度要綱第 2 条第 4 項関係)

様式 1-3 (支援制度要綱第 2 条第 4 項関係)

住 地 第 号
年 月 日

様

福 岡 市 長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

まちづくりアドバイザー非派遣通知書

年 月 日に申請のありました貴まちづくりグループに対するまちづくりアドバイザーの派遣について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第 2 条第 4 項の規定によりまちづくりアドバイザーを派遣しませんので、通知します。

派遣しない理由	
---------	--

様式第 1 - 4 号 (支援制度要綱第 2 条第 5 項関係)

様式 1-4 (支援制度要綱第 2 条第 5 項関係)

住 地 第 号
年 月 日

様

福 岡 市 長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

まちづくりアドバイザー業務依頼書

福岡市地域まちづくり支援制度要綱第 2 条第 5 項の規定により、下記のとおりまちづくりアドバイザー業務を依頼いたします。

派遣先 代表者氏名	
日 時	年 月 日 () : ~ :
派遣場所	
内 容	
派遣謝礼	
備 考	

様式第1-5号（支援制度要綱第2条第5項関係）

様式1-5（支援制度要綱第2条第5項関係）

年 月 日

（あて先）福岡市長

代表者住所
氏 名

まちづくりアドバイザー業務承諾書

年 月 日付 住地第 号により依頼のあった、まちづくりアドバイザー業務について、これを承諾します。

派遣先 代表者氏名	
日 時	年 月 日 () : ~ :
派遣場所	
備 考	

様式第1-6号（支援制度要綱第2条第6項関係）

様式1-6（支援制度要綱第2条第6項関係）

年 月 日

（あて先）福岡市長

代表者住所
氏 名

活動報告書 [まちづくりアドバイザー]

まちづくりアドバイザーとして活動しましたので、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第2条第6項の規定により下記のとおり報告します。

派遣先 代表者氏名	
日 時	年 月 日 () : ~ :
派遣場所	
出席者数	名
具体的内容	
感想・意見等	
備 考	

様式第1-7号（支援制度要綱第2条第6項関係）

様式1-7（支援制度要綱第2条第6項関係）

年 月 日

（あて先）福岡市長

代表者住所
氏 名

活動報告書 [派遣を受けたグループ]

まちづくりアドバイザーの派遣を受けましたので、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第2条第6項の規定により下記のとおり報告します。

派遣を受けた アドバイザー	
日 時	年 月 日 () : ~ :
派遣場所	
出席者数	名
感想・意見等	
備 考	

様式第2-1号（支援制度要綱第3条第6項関係）

様式2-1（支援制度要綱第3条第6項関係）

年 月 日

福岡市長様

地域まちづくり協議会名称
代表者住所
氏 名

助 成 金 交 付 申 請 書

年度の当地域まちづくり協議会の活動について、福岡市地域まちづくり推進要綱第5条第3項に基づく活動費の助成を受けたいので、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第6項の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする助成事業名	
2 交付を受けようとする助成金の額	円
3 活動事業の目的及び内容 地域まちづくり計画の策定にむけた検討作業等を行うため、別紙事業計画書のとおり事業を行うもの。	
4 活動事業の執行に関する収支計画及び事業計画 別添資料参照 (年度事業計画書及び収支計画書別添)	

様式第2-2号（支援制度要綱第3条第8項関係）

様式2-2（支援制度要綱第3条第8項関係）

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

助成金交付決定通知書（新規・変更）

年 月 日に申請のありました貴地域まちづくり協議会に対する助成金の交付について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第7項の規定により助成金交付の決定をいたしましたので、通知します。

1 交付決定年月日 年 月 日

2 交付内示金額 円

3 交付方法

4 交付決定の条件

- 助成対象事業についての実績報告書を 年 月 日までに市長に提出すること
- 実績報告書の審査の結果、市長に無断で事業内容の重大な変更がされたり、証拠等の不備等交付が不適当な事項が認められるときは、市長は交付額を変更することがある。
- 次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく変更申請書を市長に提出すること。
 - (1) 助成対象事業に要する予算の変更をしようとするとき。
 - (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示に従うこと。
- その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第2-3号（支援制度要綱第3条第8項関係）

様式2-3（支援制度要綱第3条第8項関係）

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

助成金不交付決定通知書（新規・変更）

年 月 日に申請のありました貴地域まちづくり協議会に対する助成金の交付について、下記の理由により交付できませんので、通知します。

不交付決定理由

様式第2-4号（支援制度要綱第3条第9項関係）

様式2-4（支援制度要綱第3条第9項関係）

年 月 日

福岡市長様

地域まちづくり協議会名称
代表者住所
氏名

（事業計画・収支計画）変更申請書

年度の当地域まちづくり協議会の活動について、（事業計画・収支計画）の変更をしたいので、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第9項の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする助成事業名	
2 交付を受けようとする助成金の額	円
3 活動事業の変更内容等	

様式第2-5号（支援制度要綱第3条第12項関係）

様式2-5（支援制度要綱第3条第12項関係）

年 月 日

福岡市長様

地域まちづくり協議会名称
代表者住所
氏名

実績報告書

年 月 日付住地第 号で、助成金交付の決定を受けた当まちづくり協議会の活動実績状況について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第12項の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業名	
2 活動事業の実施期間	
3 活動事業の実施状況	
4 助成金の交付決定額と清算額	
助成金の交付決定額	¥
(助成金の既交付額)	¥
助成金の清算額	¥

様式第2-6号(支援制度要綱第3条第14項関係)

様式2-6(支援制度要綱第3条第14項関係)

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

助成金確定通知書

年 月 日付の実績報告書により、年度の貴まちづくり協議会の活動に対する助成金の額を、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額 円

3 助成の条件
○福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

様式第2-7号(支援制度要綱第3条第16項関係)

様式2-7(支援制度要綱第3条第16項関係)

年 月 日

福岡市長様

地域まちづくり協議会名称
代表者住所
氏名

助成金交付請求書

年 月 日付住地第 号で、交付決定を受けた当地域まちづくり協議会の活動に対する助成金について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第16項の規定により、下記のとおり請求します。

請求額 _____ 円

様式第2-8号(支援制度要綱第3条第20項関係)

様式2-8(支援制度要綱第3条第20項関係)

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

助成金交付決定取消し通知書

年 月 日付住地第 号で、助成金交付の決定した助成事業について、福岡市地域まちづくり支援制度要綱第3条第20項の規定により助成金交付決定を取り消したことを、通知します。

1 交付決定取消し年月日 年 月 日

2 取消し金額 円

様式第2-9号(支援制度要綱第3条第21項関係)

様式2-9(支援制度要綱第3条第21項関係)

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

助成金返還命令書

年 月 日付住地第 号で通知した取消し金額について、下記の期日まで返還をお願いします。

1 返還金額 円

2 返還期日 年 月 日迄

様式第3-1号（支援制度要綱第4条第4項関係）

様式3-1（支援制度要綱第4条第4項関係）

年 月 日

福岡市長様

地域まちづくり協議会名称

代表者住所
氏名

コンサルタント派遣要請書

福岡市地域まちづくり支援制度要綱第4条第4項の規定により関係図書を添えて、福岡市地域まちづくり推進要綱第5条第3項の規定によるコンサルタント派遣の要請をいたします。

添付図書

(1) 業務計画表

(2) スケジュール表

(3) その他市長が必要と認める書類

- ・規約
- ・役員名簿
- ・活動範囲

様式第3-2号（支援制度要綱第4条第5項関係）

様式3-2（支援制度要綱第4条第5項関係）

住地第 号
年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

コンサルタント派遣決定通知書

年 月 日に申請のありましたコンサルタントの派遣について、福岡市地域まちづくり推進要綱第5条第3項の規定によりコンサルタント派遣をしますので、通知します。

1 派遣を決定した地域まちづくり協議会の名称及び所在地
地域まちづくり協議会の名称
所在地

2 派遣決定番号 第 号

3 決定年月日 年 月 日

様式第1号（賑わいづくり推進要綱第3条第1項関係）

様式第1号（賑わいづくり推進要綱第3条第1項関係）

公開空地等活用計画登録申請書

年 月 日

(申出先)
福岡市長

地域まちづくり協議会団体の名称

申請者 代表者住所
代表者氏名
代表者電話番号

公開空地等活用計画として登録を受けたいので、福岡市地域まちづくり推進要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

公開空地等活用計画	名称	
	策定目的	
	対象地域	

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
(1) 公開空地等活用計画の案
(2) 公開空地等の活用内容を記した運営計画書
(3) 活用する公開空地等の所有者、管理者が確認できる書類
(4) 公開空地等を活用することができる者であることを証する書類
(5) 公開空地等活用計画の概要
3 この申請に基づき、公開空地等活用計画として登録した場合は、団体名、代表者氏名、公開空地等活用計画の概要、登録年月日及び登録期間を公表します。氏名及び連絡先を公表することにつきまして記名をお願いします。

地域まちづくり協議会団体の代表者として、福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前

様式第2号（賑わいづくり推進要綱第3条第4項関係）

様式第2号（賑わいづくり推進要綱第3条第4項関係）

公開空地等活用計画登録等通知書

年 月 日

地域まちづくり協議会団体名
代表者名 様

福岡市長
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱第3条又は第6条から第8条までの規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

- 通知の内容
登録
登録の変更
登録の軽微な変更
登録の延長
登録の廃止
- 申請又は届出等年月日 年 月 日
- 地域まちづくり協議会団体の名称及び所在地
- 登録番号 第 号
- 登録年月日 年 月 日
- 登録の期間 年 月 日まで

(備考)

様式第3号（賑わいづくり推進要綱第3条第5項関係）

様式第3号（賑わいづくり推進要綱第3条第5項関係）

公開空地等活用計画登録簿

計画登録番号	計画の名称	
地域まちづくり協議会団体名	団体登録番号	
計画登録年月日	計画登録期間	
代表者氏名	連絡先	TEL : FAX : E-mail :
計画の概要		
計画区域		
計画区域図		

様式第4号（賑わいづくり推進要綱第6条第1項関係）

様式第4号（賑わいづくり推進要綱第6条第1項関係）

公開空地等活用計画登録変更等（申請・届出）書

年 月 日

(申請・届出先)
福岡市長

地域まちづくり協議会団体の名称

申出者 代表者住所
代表者氏名
代表者電話番号

福岡市地域まちづくり推進要綱第9条第2項の規定に基づき登録を受けた公開空地等活用計画について、登録の（変更・軽微な変更・延長・廃止）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて（申請・届出）します。

変更等の理由

(変更前)	(変更後)

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 変更等の理由を簡潔に記載してください。
3 登録の申請時に添付した書類の中で、変更が生じたものについては、変更前後の内容が分かるように記入していただくとともに、該当書類を添付してください。
4 廃止の場合は、地域住民等への周知状況及びその意向を確認したことが分かる書類を添付してください。
5 この申請に基づき、公開空地等活用計画の登録の変更等をした場合は、その旨を公表します。
また、代表者氏名、協議窓口となる方の氏名、連絡先が変更になった場合は、氏名及び連絡先を公表することについて記名をお願いします。

地域まちづくり協議会団体の代表者として、福岡市ホームページに氏名を公表することに同意します。

名前 連絡先

参考：地域まちづくり協議会 会則例

第1条（目的） 本会は、〇〇〇〇を契機として、〇〇地区において、活力のある拠点の形成と豊かな住環境の創出を目指し、地域住民及び関係団体の総意を結集して、まちづくり計画の作成及びその実現に向けた活動を推進することを目的とする。

第2条（名簿） 本会は、〇〇地区まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。

第3条（活動範囲） 協議会の活動区域は、〇〇とする。

第4条（活動内容） 協議会の活動内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 〇〇地区の〇〇〇〇に向けた活動
- (2) 〇〇における交通機能の強化や豊かな住環境の創出等に関するまちづくり計画の作成及びその実現に関する活動
- (3) その他目的を実現するために必要な活動

第5条（事務所） 協議会の事務所は、〇〇に置く。

第6条（構成） 協議会は、活動区域内の各自治協議会、町内会、諸団体、地権者及びまちづくりに賛同する団体及び協議会の目的に賛同する者で構成する。

第7条（役員等） 協議会に次の役員、会計及び事務局長を置く。

第8条（役員を選出） 役員は協議会の会員の中から選出し、総会において承認する。

- 2 会計及び事務局長は幹事の互選により選出し、役員会において承認する。

第9条（役員等の職務内容） 役員、会計及び事務局長の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、役員会に参加し、第4条に定められた事項を協議、処理する。
- (4) 監事は、この会の会計および業務を監査し、総会に報告する。
- (5) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (6) 事務局長は、会務を円滑に運営するための事務を担当する。

第10条（役員等の任期及び補充） 役員等の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充又は、増員により就任した役員等の任期は、前任者又は既任者の残任期間とする。

第11条（会議） 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

第12条（招集） 総会及び役員会は、会長が招集する。

第13条（総会） 総会は、協議会の最高意思決定機関であって、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開く。又、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第14条（総会決議） 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度事業報告及び決算報告
- (2) 本年度事業計画及び予算
- (3) 地区のまちづくり計画に関する事項
- (4) 役員承認
- (5) 規約の改正
- (6) その他必要な事項

第15条（役員会） 役員会は、役員、会計及び事務局長、その他会長が必要と認める者で構成し、協議会の会務を処理する。

第16条（役員会の権限） 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事
- (2) 地域まちづくり計画の作成に関する事
- (3) 協議会の運営に関する事
- (4) 事務局長承認
- (5) その他必要な事項

第17条（経費） 協議会の経費は、助成金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもってあてる。

第18条（会計年度） 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第19条 この規約に定めるほか、必要事項は役員会において協議し、別に定める。

参考：出前講座のメニュー まちづくりアドバイザー派遣制度

■「出前講座」の内容

市内に在住するか、市内に通勤・通学している概ね10人以上により構成されたグループで出前講座に申し込むことができます。約200の講座の中から、地域まちづくりに関連するテーマを紹介します。

■ まちづくり・計画

講座	都市計画ってなあに？
内容	都市計画のあらまし 土地利用について 地区計画制度について
申込先	住宅都市局都市計画課 / TEL.711-4388 FAX.733-5590

講座	都心部のまちづくりについて
内容	福岡市都心部の現状と今後のまちづくり 官民連携のまちづくり 天神ビッグバン、博多コネクティッドの推進 まちづくりに関する支援制度 など
申込先	住宅都市局都心創生課 / TEL.711-4426 FAX.733-5590

講座	みどりのまちづくりについて
内容	緑の保全と活用 福岡市新・緑の基本計画について
申込先	住宅都市局政策課 / TEL.711-4446 FAX.733-5590

講座	まちづくりってどうすると？
内容	まちづくりの進め方 まちづくり手法(土地区画整理事業・市街地再開発事業など) まちづくり活動支援制度 市街化調整区域の定住化
申込先	住宅都市局地域計画課 / TEL.711-4430 FAX.733-5590

講座	みんなで作るまちなみのルール～良好な居住環境をめざして～
内容	建物を建てる際の基本的なルール(建築基準法における用途制限など) 住民自らがつくる建物などのルール(建築協定制度概要) 建築協定の結び方について 建築協定の運営について
申込先	住宅都市局開発・建築調整課 / TEL.711-4581 FAX.733-5584

講座	まちの魅力を高める景観づくり
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■福岡市の景観づくり 景観施策について 景観法に基づく届出制度について ■生活に身近な看板・広告 表示場所や大きさなどの広告物のルール 良好な広告景観に向けて ■みんなで作る自慢のまちなみ 魅力的な景観の紹介 地域主体の景観づくりについて 市民ボランティアによる路上違反広告の除却
申込先	住宅都市局都市景観室 / TEL.711-4589 FAX.733-5590

講座	市街化調整区域の土地利用について
内容	市街化調整区域で認められる土地利用について
申込先	住宅都市局開発・建築調整課 / TEL.711-4587 FAX.733-5584

■ 道路・交通

講座	道路照明灯のLED化～経済的で明るいまちづくりへ～
内容	福岡市にある道路照明灯の種類 照明ランプの種類 道路照明灯LED化計画
申込先	道路下水道局道路維持課 / TEL.711-4488 FAX.733-5591

講座	なぜ、LED化するの？ ふくおか灯のパートナー制度
内容	
申込先	

講座	狭あい道路拡幅整備事業について～安全安心の生活は道づくりから～
内容	事業の概要について 拡幅整備の対象、手続き、進め方 助成制度
申込先	住宅都市局建築指導課 / TEL.711-4586 FAX.733-5584

講座	愛車は駐輪場にとめましょう
内容	自転車の放置防止対策について 放置自転車撤去、街頭指導の状況 駐輪場の利用状況
申込先	道路下水道局自転車課 / TEL.711-4468 FAX.733-5591

講座	福岡市の交通施策について
内容	交通の現状と課題 施策の取り組み状況
申込先	住宅都市局交通計画課 / TEL.711-4393 FAX.733-5590

講座	乗って！支えて！公共交通～生活交通の確保について～
内容	公共交通の状況 公共交通が不便な地域への対応について (地域主体の生活交通確保支援補助金制度の紹介)
申込先	住宅都市局交通計画課 / TEL.711-4393 FAX.733-5590

■ 暮らし・コミュニティ

講座	福岡市の住宅事情
内容	福岡市の住宅事情 マンションの建て替えについて 住宅に関する相談窓口の紹介
申込先	住宅都市局住宅計画課 / TEL.711-4598 FAX.733-5589

講座	共創によるコミュニティづくり～地域の未来を共に創る～
内容	自治協議会について コミュニティの自治に向けた取組みについて 自治協議会や自治会・町内会の活動・運営の事例紹介
申込先	市民局コミュニティ推進課 / TEL.733-5161 FAX.733-5595

■ 公園・花・みどり

講座	公園の活用について
内容	■「創る・守る」の公園から「活かす・育てる」公園へ コミュニティパーク事業とは セントラルパーク構想とは
申込先	住宅都市局活用課 / TEL.711-4367 FAX.733-5590

講座	一人一花運動
内容	市民・企業等との共働での花や緑によるまちづくり活動の紹介 一人一花運動について
申込先	住宅都市局一人一花推進課 / TEL.711-4424 FAX.733-5590

■ 健康・福祉・高齢

講座	ユニバーサル都市・福岡をめざしたバリアフリーのまちづくり
内容	バリアフリーとユニバーサルデザイン 身近なバリアフリーについて 心のバリアフリーについて ベンチプロジェクトについて
申込先	福祉局地域福祉課 / TEL.733-5344 FAX.711-4232

■ 安全・安心

講座	知って、備えて、地震に自信！すすめよう、住宅の耐震化
内容	揺れやすさマップから見えてくる住宅の耐震対策 福岡県西方沖地震や阪神淡路大震災での被害の状況 地震に強い家と弱い家は何が違うのか 耐震診断と耐震改修工事の概要 市の助成制度の概要 耐震改修促進税制の概要
申込先	住宅都市局建築物安全推進課 / TEL.711-4580 FAX.733-5584

■ 経済・産業

講座	地域を支える商店街活動
内容	商店街の現状と、地域に密着した商店街活動の紹介
申込先	経済観光文化局地域産業支援課 / TEL.441-3303 FAX.441-3211

■ 文化・スポーツ

講座	Fukuoka Art Next (フクオカ アート ネクスト)
内容	アートのまちづくりの推進について
申込先	経済観光文化局アートのまちづくり推進担当 / TEL.707-3779 FAX.733-5537

■ 「まちづくりアドバイザー派遣制度」の内容

内容	まちづくり活動に取り組もうとしているグループを支援するために専門的知識を有するまちづくりアドバイザーを派遣します。
対象	概ね10名以上の地域グループ（派遣に際し、他の制度に基づく支援を受ける場合を除く）
派遣分野	グループの取組み状況に応じ、技術的・専門的な指導・助言を行う「まちづくりアドバイザー」を派遣します
申込先	住宅都市局地域計画課 / TEL.711-4430 FAX.733-5590



お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 地域まちづくり推進部 地域計画課

TEL : 092-711-4430

FAX : 092-733-5590

E-mail : chiikikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

令和5年7月発行